情報サービス産業の委託取引等に関する調査研究

報 告 書

平成 17 年 3 月

◆◇◆　目　次　◆◇◆

本編

資料編

本　編

はじめに

平成 15 年 6 月に下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）が改正され、新たにプログラム作成等役務に係る下請取引が対象に含まれることとなった。改正下請法は、平成 16 年 4 月から施行されており、情報サービス業界においては、法の遵守に向けた様々な取組が展開されている。これらの取組が、情報サービス産業の健全な発展のために重要であることは言うまでもない。

現在、下請法の運用・解釈に関しては、運用基準や下請法テキスト等も公表されている。それに加え、業界の実態に則した下請法を遵守するための実務的解釈指針（ガイドライン）を検討し、情報サービス業界の法の遵守に向けた様々な取組を促進することは意義があると考えられる。また、資本金基準等により下請法の対象とならない取引においても、下請法に定めるルールが定着するよう関係者が努力を行うことは、情報サービス産業の健全な発展のために重要であると考えられる。

その一方で、下請法上問題とされている様々な行為が発生する背景には、情報サービス産業の歴史的経緯に基づく長年の取引慣行、ソフトウェアの財の特質に起因する諸問題、未成熟な開発手法といったソフトウェアエンジニアリング上の問題等の情報サービス産業の市場構造の本質的な諸問題が存在することも事実である。

したがって、本調査研究においては、情報サービス産業の健全な発展という観点から、下請法の解釈の明確化にとどまらず、それを現出させている情報サービス産業の市場構造の問題についても分析を行い、課題解決に向けた方向性について検討している。

下請法の遵守に向けた取組も、情報サービス産業の市場構造の本質的な諸問題へのアプローチも、一朝一夕でなし得るものではない。各企業、業界団体、それを支援する政府の継続的な取組が必要である。本調査研究が、これらの問題について企業の枠を超えた業界全体の議論を活性化する契機となり、情報サービス産業界の健全な発展が図られることを期待したい。

平成 17 年 3 月

情報サービス産業の委託取引等に関する研究委員会
委員長　　松島　茂

Ⅰ　調査研究の概要

１．報告書の構成

本報告書は「本編」と「資料編」から成り立っている。

本編では、まず**『Ⅰ　調査研究の概要』**において、本調査研究の実施方法と情報サービス業界における委託取引の実態などを概観する。

『Ⅱ　情報サービス業界の委託取引を巡る課題と論点』においては、昨今の情報サービス業界の委託取引を巡る３つの主要な課題と論点について、実態と課題を抽出し、その方向性についてとりまとめている。３つの主要な論点のうち、まず**「１．下請法の運用について」**では、特に業界の委託取引慣行に則して下請法を遵守するための問題点を抽出し、その解決方策や理解の仕方について言及する。続いて**「２．下請法の適用を受けない委託取引について」**では、下請法が適用されない委託取引の方向性について言及するとともに、ユーザ取引や政府調達などの方向性等についても言及する。**「３．受発注 EDI について」**では、下請法遵守の観点からの受発注 EDI 導入のメリットや業界の実態と課題、今後に向けた導入方策などをまとめている。

さらに、業界各社の下請法遵守の指針として**『Ⅲ　情報サービス業界における下請法遵守のためのガイドラインの作成』**については、研究会における議論やアンケート結果をもとに作成し、公正取引委員会の確認などを得てとりまとめた。

資料編では、**『資料１　アンケート調査結果』**において本調査研究で行われた業界アンケート調査の全結果を詳細に分析している。本結果は『Ⅱ　情報サービス業界の委託取引を巡る課題と課題』における分析の基礎資料となっている。

最後に実際に事業者に配布された**『資料２　アンケート調査票』**を掲載している。

２．調査研究の実施方法

（１）研究会の設置

本調査研究においては、有識者と業界団体代表者をメンバーとした研究会（情報サービス産業の委託取引等に関する研究委員会）を設置し、議論を深めた。

本研究委員会は計５回開催しており、その開催日・内容及び委員名簿は以下の通りである。

情報サービス産業の委託取引等に関する研究委員会の開催日時・議題

○ 第１回研究委員会

日時：平成 16 年 10 月 19 日（火）18:00～20:00

議題：調査研究の概要について
研究委員会の論点について
アンケート調査について

○ 第２回研究委員会

日時：平成 16 年 11 月 26 日（金）15:00～17:00

議題：情報サービス業界における下請法遵守のためのガイドラインについて

○ 第３回研究委員会

日時：平成 17 年 1 月 11 日（火）10:00～12:00

議題：情報サービス産業の委託取引のあり方について

○ 第４回研究委員会

日時：平成 17 年 2 月 17 日（木）18:00～20:00

議題：情報サービス業界における受発注 EDI の導入について

○ 第５回研究委員会

日時：平成 17 年 3 月 24 日（木）16:00～18:00

議題：報告書（案）について

情報サービス産業の委託取引等に関する研究委員会　委員名簿

○ 委員長

松島　　茂　　法政大学経営学部教授

○ 委　員

井上　　守　　日本情報技術取引所　副理事長

岡積　正夫　　株式会社流通戦略総合研究所　代表取締役

田中　道夫　　社団法人電子情報技術産業協会（資材専門委員会）

田丸　忠夫　　情報サービス産業協会

坪根　徳和　　社団法人電子情報技術産業協会（資材専門委員会）

平山　和久　　全国地域情報産業団体連合会　東京事務局事務局長

森中　章雄　　情報サービス産業協会（取引委員会）

横尾　良明　　首都圏コンピュータ技術者協同組合　理事長

吉田　正夫　　弁護士（三木・吉田法律特許事務所）

（以上、50 音順、敬称略）

○ オブザーバー

河野　太志　　経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 課長補佐

山田　和伸　　経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 係長

田畑　浩秋　　社団法人情報サービス産業協会 調査企画部

公正取引委員会 事務総局経済取引局 取引部 企業取引課

中小企業庁 事業環境部 取引課

○ 事務局

横山　重宏　　株式会社 UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 主任研究員

豊島　竹男　　株式会社 UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 研究員

谷川　香織　　株式会社 UFJ 総合研究所 経済・社会政策部 研究員

（2）アンケート調査の実施

情報サービス業界の委託取引構造及び委託取引契約の実態把握等のため、約 4,000 の事業者を対象としてアンケート調査を実施した。

なお、アンケートを実施する際には、改正下請法の要旨が書かれたパンフレットを挿入し、アンケートの回収率、精度等を高めるとともに、幅広く事業者に配布することによって、業界における下請法の理解の一助とした。

○ 調査実施スケジュール

平成 16 年 11 月 9 日：調査票発送
平成 16 年 12 月 10 日：調査票回収締切（調査票記載締切日：11 月 26 日）

○ 調査対象

情報サービス関連業界団体の加盟者を対象とし、最大 4,019 件の情報サービス関連事業者に調査票を発送した。調査方法は、郵送配布、郵送回収としている。

全国地域情報産業団体連合会	日本情報技術取引所	情報サービス産業協会	首都圏ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ技術者協同組合	電子情報技術産業協会	発送数合計
2,166	1,011	581	225	36	4,019

○ 回収結果

回収数は 998 件、回収率は 24.8%である。

（3）業界団体等への意見聴取、ヒアリング調査

情報サービス業界における委託取引について、その課題や問題点の所在を把握するために、一部の業界団体等の意見聴取、ヒアリング調査を行った。

（4）専門家による内容チェック

『情報サービス業界における下請法遵守のためのガイドライン』については、適宜専門家や公正取引委員会、中小企業庁に諮り、内容の充実化をはかるものとした。

（5）文献調査

情報サービス業界の実態把握、委託取引構造、下請法などに関わる調査の充実化のために文献調査を行った。

３．情報サービス業界の委託取引の現状

ここでは、昨今の情報サービス業界における委託取引について、アンケート調査結果などを中心として、その現状を概観する。

なお、本アンケート調査は、情報サービス業界の委託取引の全体像を把握するために行ったものであり、下請法の適用対象となる下請取引に限定したものではない。

（１）下請法の運用に係る現状

○ 業界内の委託取引は、成果物請負型か工数請負型のソフトウェア開発が大半

情報サービス業界において実際に委託取引される対象については、ソフトウェア開発が多く、一般に請負契約とされる「成果物請負型のソフトウェア開発」が全体の71.0%、一般に準委任契約とされる「工数請負型のソフトウェア開発」が全体の 68.8%となっている。

○ 受注企業の半数以上が全ての取引で発注書の交付を受けている

発注時点で書面による発注が行われている受注業務件数の割合は、半数以上は全ての発注業務で書面による発注が行われている結果が出ているが、全ての取引で発注書が交わされているわけではない。

○ 下請法施行後、約４割の受注企業が発注者との取引関係が改善している

下請法の施行後は、約４割の受注者が、委託取引において発注者との関係が改善したとしており、下請法の施行は、業界の委託取引改善に大きく貢献していることが窺える。具体的に改善した点は、支払期限を守ってもらえるようになったことが最も多い。下請法の施行は、情報サービス業界において、委託取引の適正化に大きく貢献していることがわかる。特にこれまで弱い立場であった下請企業（受注者側）にとって、大きなメリットとなっている。

○ 下請法を理解していない事業者の存在

業界で委託取り引きされる業務は、成果物請負型のソフトウェア開発や工数請負型のソフトウェア開発が多く、下請法において、それらの取引がどのように適用されるのか、一定の理解がなされていないなどの指摘があった。

（２）下請法の適用を受けない委託取引に係る現状

○ 業界の取引は多重構造であり、下請法の適用を受けない取引も存在

情報サービス業界の資本金規模は、資本金１千万円以下の企業（個人事業主を含む）が全体の 24.2%、資本金１千万円超３億円以下の企業が 62.0%、資本金３億円超の企業が 12.8%となっている。

しかしながら、その取引の構造をみると、元請・中間下請・最終下請、それぞれ立場でのみ委託取引を行っている割合はむしろ少なく、一つの企業が複数の立場として業務を行っている。情報サービス業界は構造が多重化しているため、資本金基準によって下請法が適用されない取引が多く見られることが推測される。

○ ユーザ取引における問題点が業界内の委託取引に影響している

ユーザとの取引において受けたことがある行為については、代金支払いの遅延が26.5%と最も多く、続いて低い単価を一方的に押しつけられたが12.3%となっている。これらの行為は元請企業のみの影響に留まらず、それ以降の下請企業への影響も懸念される。

それ以外にも、仕様書が曖昧な事に起因するプロジェクトの遅延・失敗、契約を締結する前に事業を開始させられること（契約日の遡及)、知的財産権が全てユーザの帰属となること、損害賠償責任が青天井であり多大なリスクを負うこと、再委託禁止事項による業務分担の障害などが、現状の問題点としてあげられている。

（３）受発注ＥＤＩに係る現状

○ 受発注 EDI は業界に浸透しているとは言い難い

受発注 EDI の利用状況をみると、回答企業の 51.9%で全く利用していないとしており、これに約 30%以下の各利用回答を含めると回答企業の８割以上に達する。情報サービス業界において、受発注 EDI が浸透しているとは言い難い。

○ 受発注 EDI を利用する場合は、発注や見積に関する業務で利用されている

受発注 EDI を利用している企業は、「発注書に関する業務」、及び「見積に関する業務」での活用がそれぞれ 81.0%、72.7%と多いことがわかる。そのほか、「請求に関する業務」においても 42.8%が受発注 EDI を利用している。

なお、利用している受発注 EDI の型については、「Web-EDI」が 81.0%と最も多くなっている。次いで多いのが、「E-mail-EDI」の 28.4%である。

○ 受発注 EDI の利用は業務の効率化に寄与している

受発注 EDI を導入した多くの企業で、導入の効果を感じており、特に事務作業が効率化・迅速化されたとする事業者が 74.4%と非常に多い。実際にこの結果は、次に紹介するソフトウェア事業者における業務委託 WebEDI システムの事例においても、同様の効果が認められている。具体的には、当該ソフトウェア事業者の取引先（ビジネスパートナー）から、受発注 EDI の活用により、契約・精算等の業務が正確かつ迅速に行われるようになり、業務における効率化が大きく進展したとされている。

II　情報サービス業界の委託取引を巡る課題と論点

本章では、昨今の情報サービス業界における委託取引において、特に重要と思われる３つの点（委託取引の現状と下請法の理解について、下請法の適用を受けない委託取引について、受発注 EDI の導入について）を取り上げ、その現状と今後の取組方策などについて検討を行っている。

１．委託取引の現状と下請法の理解について

本節では、情報サービス業界における取引の現状を把握し、論点を明確化した上で今後の方向性を検討する。

なお、本節のとりまとめにあたっては、本調査研究におけるアンケート調査、業界団体などの意見聴取、情報サービス産業の委託取引に関する研究委員会におけるディスカッションを活用している。

（1）検討の背景

平成 16 年 4 月から改正下請法が施行されており、あらたに適用の対象となった情報成果物作成委託等においては、法の遵守に向けた様々な取組が展開されており、これら改正下請法の運用・解釈に関しては、運用基準や下請法テキスト等も公表されている。

一方、情報サービス業界については、産業の歴史的経緯に基づく取引慣行、ソフトウェアの財の特質に起因する諸問題、未成熟な開発手法といったソフトウェアエンジニアリング上の問題等の情報サービス産業の市場構造の本質的な諸問題が存在しており、現実の取引場面において若干の混乱が生じているとの指摘がある。

情報サービス産業の健全な発展を促すことを念頭に置き、下請法の施行から一定の期間が経過したこの機会を契機とし、下請法を遵守し円滑な運用がなされるよう、業界の委託取引の実態に則した一定の実務的解釈指針を示すことは意義があると考えている。

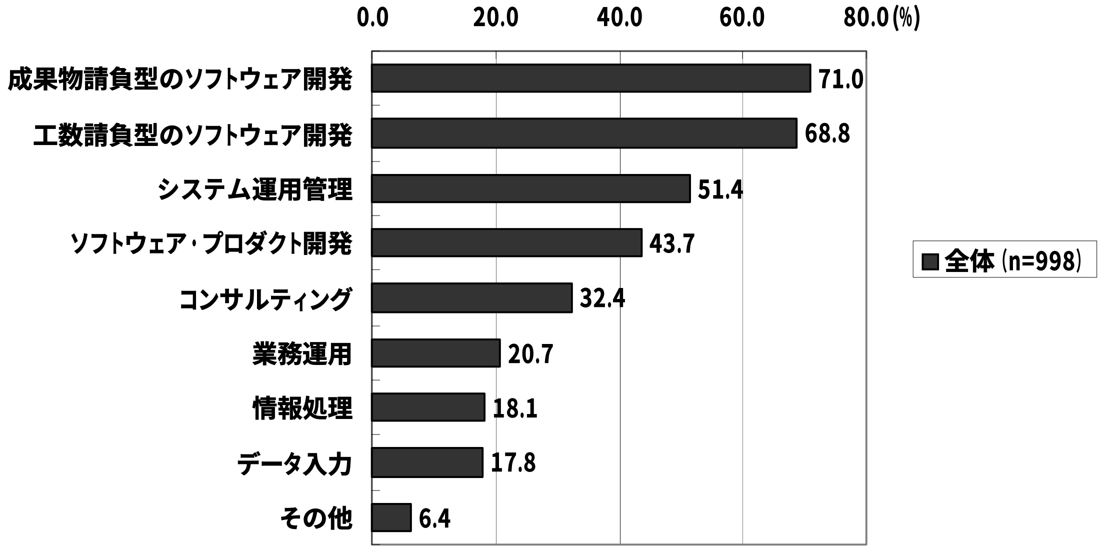
（2）情報サービス業界の委託取引に係る現状

①　委託取引される業務

情報サービス業界において実際に委託取引される対象については、ソフトウェア開発が多く、一般に請負契約とされる「成果物請負型のソフトウェア開発」が全体の

71.0%、一般に準委任契約とされる「工数請負型のソフトウェア開発」が全体の 68.8% となっている。

図表　主に受注する業務（受注者の立場における回答）

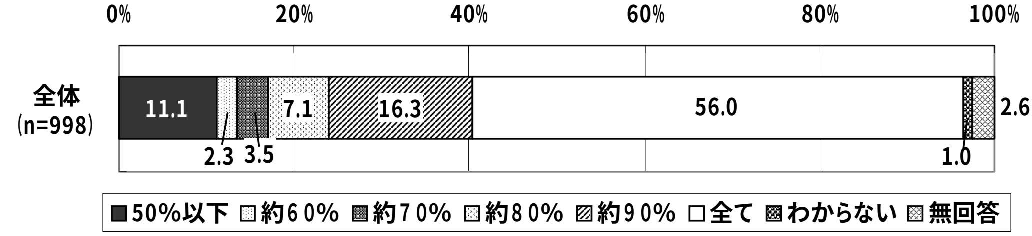


②　発注書面の発行

下請法の施行後、発注時点で書面による発注が行われている受注業務件数の割合を受注者側に聞いたところ、半数以上は全ての発注業務で書面による発注が行われているが、全ての取引で発注書が交わされているわけではない。

なお、当調査の回答対象となる取引は、全ての取引が下請法の対象となるものではない。

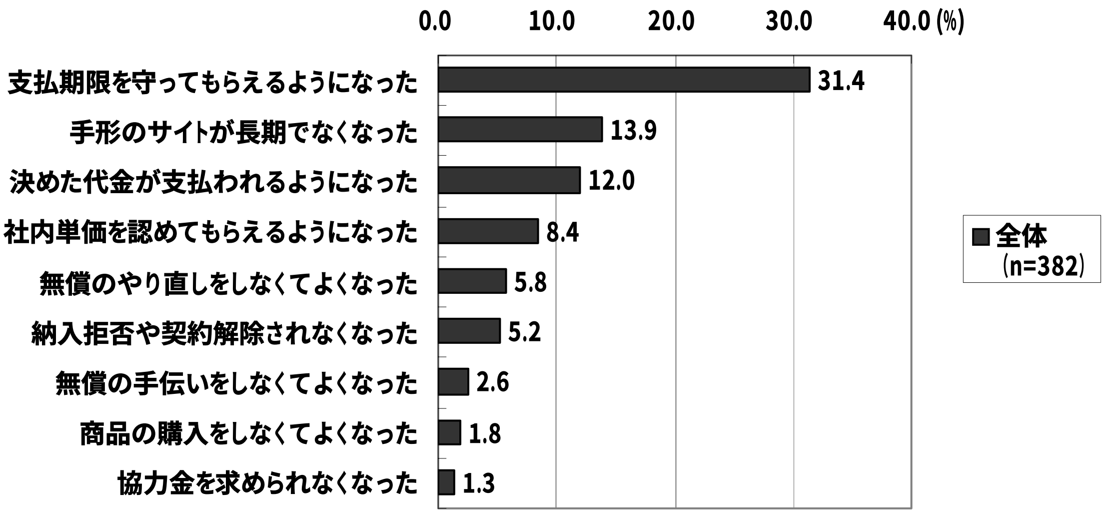
図表　発注時点で発注書面が発行される受注業務件数の割合
（受注者の立場における回答）



③ 下請法施行により、情報サービス業界の委託取引で改善された点

下請法の施行後は、約４割の受注者が、情報サービス業界の委託取引において発注者との関係が改善したとしており、下請法の施行は、業界全体の委託取引改善に大きく貢献していることが窺える。具体的に改善した点は、支払期限を守ってもらえるようになったことが最も多い。

図表　下請法の施行により改善された点（受注者の立場における回答）



以上の現状をみると、下請法の施行は、情報サービス業界において、委託取引の適正化に大きく貢献していることがわかる。特にこれまで弱い立場であった下請企業（受注者側）にとって、大きなメリットとなっている。

しかしながら、先に見たとおり、業界で委託取引される業務は、成果物請負型のソフトウェア開発や工数請負型のソフトウェア開発が多く、下請法において、それらの取引がどのように適用されるのか、一定の理解がなされていないなどの指摘がある。

今後は、それらの理解を広めることによって、下請法で規定される委託取引をなお一層業界に浸透させることが肝要である。

（３）下請法の運用・理解に係る論点

ここでは、前節に記載した業界の現状を踏まえて、情報サービス業界における下請法遵守のための論点を抽出し、その課題や考え方、今後の方向性を整理する。

なお、その整理にあたっては、業界の委託取引の実態に則し、下請法を遵守し業界

の委託取引を適正化することを念頭において検討している。

論点１：業界における下請法遵守のための解釈指針の必要性

情報サービス業界においては、業務の性質上、あるいはこれまでの取引慣行から、委託取引契約の型として、いわゆる「請負型」「準委任型」「派遣型」などの様々な型がある。委託業務の内容も、個別の業務を委託する場合もあれば複数業務をパッケージ化して委託する場合もある。さらに、管理・運営機能を委託する場合などがあり、多様な委託方法が採られている。

改正下請法では、情報成果物の作成委託などが新たに適用対象となったが、従来の取引形態がどのように適用されるか一定の理解がされていない事業者が存在している。また、下請法の運用・解釈に関しては運用基準や下請法テキストなども公表されているものの、その理解が十分とは言えない。

下請法を遵守し、業界全体の健全な発展のためには、業界関係者が業界実態に則したガイドラインを作成する必要がある。本調査研究においては、業界団体の代表者の意見、事業者団体への意見聴取、事業者へのアンケート調査などを実施することによって、解釈の方法を一定整理し、「情報サービス業界における下請法遵守のためのガイドライン」を作成している（Ⅲ参考）。

今後、具体的ケースを踏まえて、本研究会において定期的なガイドラインの改訂、改善を行うことが必要である。

論点２：下請法の適用対象となる委託取引の明確化

下請法においては「親事業者」と「下請事業者」は資本金基準によって定められる。情報成果物作成委託（プログラムの作成）及び役務提供委託（運送、物品の倉庫保管、情報処理）については、3 億円と 1000 万円の資本金基準が採用され、それ以外の情報成果物作成委託及び役務提供委託には 5 千万円と 1,000 万円の資本金基準が採用されている。

下請法では、情報サービス業界に関わる委託の類型として、主に上記の「情報成果物作成委託」あるいは「役務提供委託」が該当する。しかし、業界における契約の形態は「請負契約」あるいは「準委任契約」もしくは「派遣契約」などに類型化されている。

まず、業界の実態に則して、下請法が適用されるか否かの判断基準、資本金基準を明確にする必要がある。

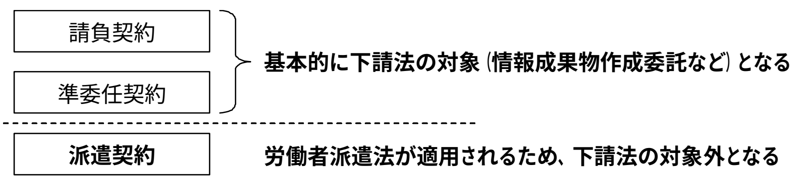
情報サービス業界における「請負契約」、「準委任契約」、「派遣契約」を下請法の適用と関連づけると、以下のように整理される。

【請負契約・準委任契約・派遣契約の整理】

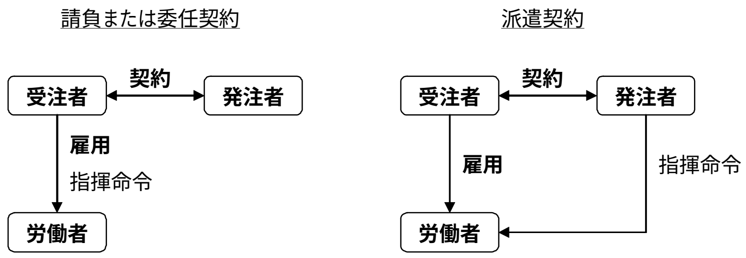
情報サービス業界における委託取引においては、一般的に以下の３つの類型で契約がなされることが多い。

○請負契約　：受注企業がある仕事を完成させることを約束し、発注企業はその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する契約
○準委任契約：発注企業が一定の業務処理を受注企業に委託し、受注企業がそれを承諾することによって成立する契約
○派遣契約　：受注企業が雇用する労働者を、発注企業の指揮命令を受けて、当該発注企業のために労働に従事させる契約

ここで「派遣契約」は、「労働者派遣法」の対象となり、下請法の対象とはならない。



「請負または準委任」と「派遣」の本質的な違いは、『指揮命令』が受注企業と発注企業のどちらかからなされるかによる。



どちらからの指揮命令がなされているかについては、「業務遂行上の指揮命令」と「身分上の指揮命令」などによって、総合的に判断されるものである。

○業務遂行上の指揮命令：
　業務の遂行方法に関する指示その他の管理、および業務の遂行に関する評価などに関わる指示その他の管理。
○身分上の指揮命令：
　労働時間などに関する指示その他の管理、および企業秩序の維持・確保等のための指示その他の管理。

ここで重要となるのは、「派遣契約」か「それ以外の契約」かであり、下請法上、準委任であるか請負であるかの違いは必ずしも明確でなくても構わない。

続いて、請負契約と準委任契約との違いが下請法の適用にどのように関連するのかを理解する必要がある。

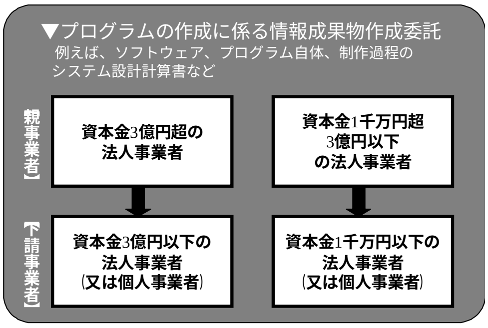
まず、請負契約と準委任契約との違いは、下請法の適用に直接関わるものではない。ここでは委託取引の形態が、情報成果物作成委託か役務提供委託であるかを明確にしておくことが必要となる。

【情報成果物作成委託・役務提供委託の整理】

下請法は、適用の対象となる下請取引について、①取引当事者双方が、下請法上の親事業者・下請事業者の条件に合致しているか、及び、②取引の内容が、情報サービス業界の場合には、「情報成果物作成委託」「役務提供委託」等に該当しているかどうか、という２つの側面から定めている。この２つの条件が両方とも満たされる情報サービス業界の委託取引に対して、下請法が適用されることとなる。

取引当事者双方が、下請法上の親事業者・下請事業者の条件に合致しているかは、具体的には、取引当事者双方の資本金（又は出資金の総額）によって判断される。

なお、情報成果物作成委託（プログラムの作成）及び役務提供委託（運送、物品の倉庫保管、情報処理）については、下図の通り 3 億円の資本金基準が採用され、それ以外の情報成果物作成委託及び役務提供委託には 5 千万円の資本金基準が採用されている。



ここで、情報成果物作成委託（プログラムの作成）及び役務提供委託（運送、物品の倉庫保管、情報処理）の区別に関する一つの明確な基準としては、「何らかの成果物があるかどうか」である。

請負契約の場合は、基本的に成果物の完成をもって委託取引が成立するため、情報成果物作成委託となる場合が多い。

準委任契約の場合は、例えばコンサルティングで専門家がその場に常駐し適宜質問を受けながら専門知識を出していくというようなものは、役務の提供となるが、そこでレポートを作成するような場合は成果物になる場合がある。

例えば、システムエンジニアリングサービスなどで、プログラムの作成を発注者の事業所の中に常駐させて時間精算をする場合であっても、それはプログラム作成そのものであり、情報成果物作成委託となる。

論点３：業界慣行として行われる仕様変更と下請法上の理解の明確化

情報サービス業界においては、最終ユーザからの委託がなされ、親事業者と下請事業者での委託取引が行われても、最終ユーザが詳細な委託内容を決定することが困難な場合がある。最終ユーザの詳細な仕様が確定しないことは、一次下請、二次下請と業界内の委託取引にも大きな影響を及ぼすことから、このような場合を下請法上どのように位置づけ、理解されるかは明らかにする必要がある。

ここで注意が必要となるのは、業務の性質上、最終ユーザの発注段階で詳細な仕様を定めることは困難な場合があり､業界実態を踏まえた対応が必要となることである。業務途中段階の仕様の確定は、発注段階に定めた仕様そのものが変更される場合と、仕様が詳細化される場合がある。その概念を業界各社の共通認識とすることが必要である。

【「仕様の変更」と「仕様の詳細化」の整理】

情報サービスに係る委託取引においては、最終ユーザの仕様が確定せずに、当初は大まかな業務内容しか伝えられず、業務の過程でそれを詳細化していくケースが多く見られ、また、業務途中段階で仕様自体が変わり、それが下請企業に影響を及ぼすケースは珍しくない。

この場合、給付の受領前に、発注書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせ、その費用を親事業者が負担しないことは下請法の不当な給付内容の変更に該当する。しかし、発注内容の変更とならない「仕様の詳細化」によって、結果として当初の見積りより費用が増えたとしても、明らかに受注者の見積りに誤りがあるような場合であれば、費用が増えたことだけをもって、不当な給付内容の変更にはならない。

論点４：発注段階の価格もしくは算定方式設定の必要性

プログラム作成委託において従事した技術者の技術水準ごとの作業時間に応じて代金が支払われる場合や、一定期間を定めた役務提供委託において当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合、すなわち、システムエンジニアサービスのための準委任契約をする場合に、下請法上はどのような価格決定を行えばよいか理解が浸透していないとの指摘がある。

請負契約の場合は、その成果物を価格で算定することとなるため、発注段階で価格は決定されることが多いが、下請法上、準委任契約の場合は、その成果物に対しては価格で算定できない場合もある。そのため、準委任契約の場合は、その単価と工数を発注段階で明確にすることが必要である。例えば、算定報酬で発注をすることとし、業務途中での単価変更などは明確に書面による交付をすることなどが考えられる。

論点５：委託取引に係る記録書類保存基準の明確化

下請取引においては、親事業者は、取引の内容に関する書類を作成し、保存する義務がある。情報サービス業界における準委任契約の場合は、その検査を完了した日などが不明確であるとともに、変更またはやり直しの際の取引内容を全て網羅して記録・保存することは現実的でないとの指摘があがっている。

今後の方向性としては、先に挙げた「仕様の詳細化」と「仕様の変更」との区別が必要となる。「仕様の詳細化」のプロセスは、仕様の詳細化を見込んだ価格設定がされ、当初の想定の範囲内での仕様の詳細化が行われているのであれば、必ずしも記録する必要はないものとし、「仕様の変更」については、その記録を保存する必要があると判断基準を設定することが、業界の実態に則した現実的な対応と思われる。

論点６：下請法を取り巻く現状

改正下請法の施行後は、発注企業が、下請法の対象となる資本金の少ない企業との取引をやめてしまうという例が考えられる。また、代金の支払いについては、これまで 30 日サイトで支払をしていたところが、下請法の施行によって、60 日サイトに変更されたなど、下請法の目的に沿わない弊害も発生している。また、事務処理量が増大する一方で、下請法を遵守するためにそれに係るコストは多大となるなどの負担増もある。

今後の方向性として、下請法の目的に沿わない弊害については、業界内による注意喚起の徹底が必要となる。

また、下請法の対象となるならないに関わらず、下請法に準拠したルールが業界内で浸透すれば、それらの改善にもつながる。この点については、「２．下請法の適用を受けない委託取引について」においてさらに言及するものとする。

さらに、事務処理量の増大については、その改善方策の一つとして業界内の受発注 EDI の普及などがある。この点については「３．受発注 EDI について」でさらに言及する。

２．下請法の適用を受けない委託取引について

本節では、情報サービス業界において下請法の適用を受けない委託取引に関して、その現状を把握し、論点を明確にした上で、今後の方向性を検討する。

なお、本節のとりまとめにあたっては、本調査研究におけるアンケート調査、業界団体などへの意見聴取、情報サービス産業の委託取引に関する研究委員会におけるディスカッションを活用している。

（１）検討の背景

平成 16 年 4 月から改正下請法が施行され、業界内ではその遵守に向けた取組がなされ、一定の効果を挙げていることは前節の通りである。しかしながら、情報サービスに係る委託取引は、ユーザ、コンピューターメーカー、情報サービス事業者などの重層構造の中で行われており、下請法は法の目的趣旨からユーザ取引を対象とはしていない。また、下請法は事業者の資本金基準によってその適用が規定され、様々なパートナーと委託取引を行う情報サービス業界においては、その適用を受けない委託取引が多く存在するものと思われる。

改正下請法の遵守により委託取引の適正化が進展する情報サービス業界において、特に、その川上となるユーザ取引は、その後の委託取引にも多大な影響を及ぼすものであり、どのような行為が優越的地位の濫用行為に該当するかを検討する必要がある。

また、業界内の下請法の適用を受けない委託取引についても同様である。

（２）下請法の適用を受けない委託取引に係る現状

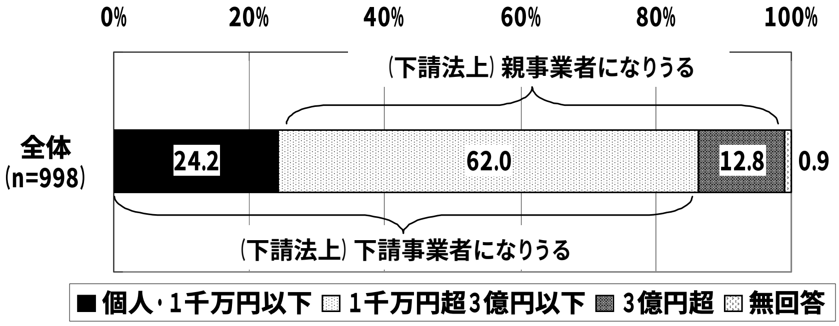
①　情報サービス業界における資本金規模

情報サービス業界における各社の資本金規模をみると、資本金１千万円以下の企業（個人事業主を含む）が全体の 24.2%、資本金１千万円超３億円以下の企業が 62.0%、資本金３億円超の企業が 12.8%となっている。その取引の構造をみると、元請・中間下請・最終下請、それぞれ立場でのみ委託取引を行っている割合はむしろ少なく、一つの企業が複数の立場として業務を行っていることがわかる。

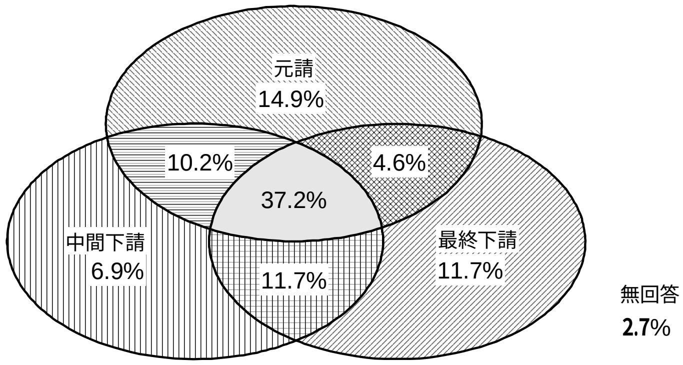
これを具体的にみると、元請・中間下請・最終下請が回答企業全体の 37.2%に達している。そのほか、元請と中間下請を行っている（最終下請は行わない）のが 10.2%、中間下請と最終下請を行っている（元請は行わない）のが 11.7%となっている。

この結果から、情報サービス業界は構造が多重化しているため、下請法が適用されない取引が多く見られることが推測される。

図表　資本金規模



図表　取引構造

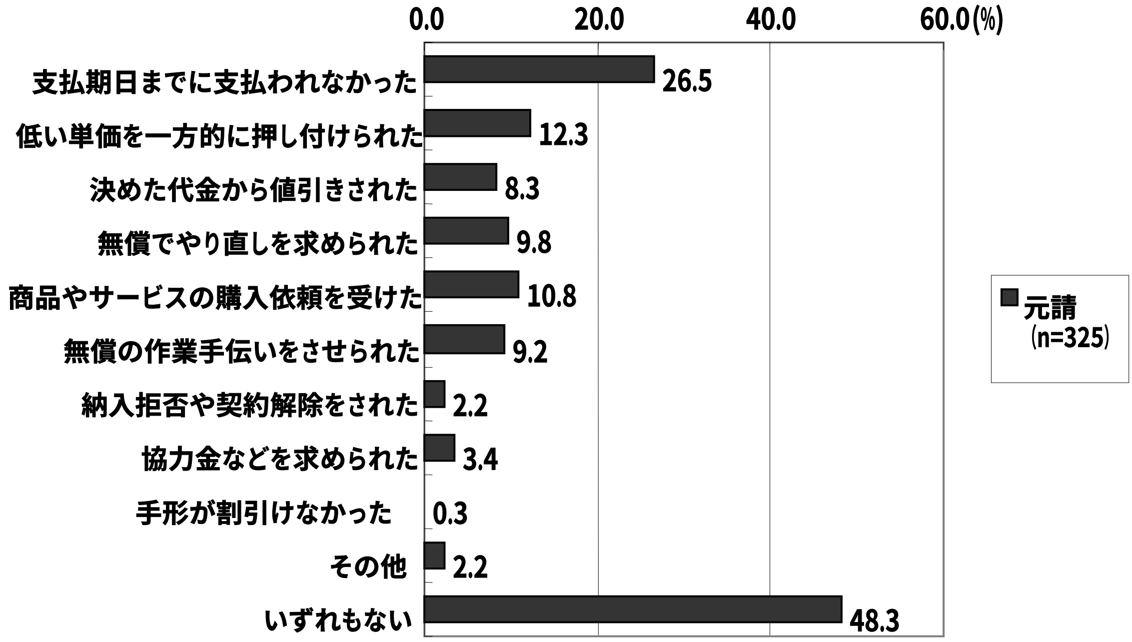


②　ユーザ取引の現状

ユーザとの取引については、多重構造である当該業界に大きく影響を及ぼすため、その適正化については、業界全体の大きな関心事項となっている。

業界内でユーザと取引を行っている、いわゆる元請企業に対して、ユーザとの取引において受けたことがある行為を聞くと、代金支払いの遅延が 26.5%と最も多くなっている。続いて低い単価を一方的に押しつけられたが 12.3%となっている。これらの行為は、元請企業のみの影響に留まらず、それ以降の下請企業への影響も懸念される。

図表　ユーザとの委託取引で受けたことのある行為（元請企業の回答）



上記以外にも業界関係者からの意見聴取によって、仕様書が曖昧な事に起因するプロジェクトの遅延・失敗、事務手続きの遅れなどによって契約を締結する前に事業を開始させられること、知的財産権が全てユーザの帰属となること、損害賠償責任が青天井であり多大なリスクを負うこと、再委託禁止事項による業務分担の障害などが、現状の問題点としてあげられている。

（３）下請法の適用を受けない委託取引に係る論点

ここでは、前節に記載した業界の現状を踏まえて、情報サービス産業における下請法の適用を受けない委託取引に係る論点を抽出し、課題と今後の方向性を整理する。

なお、その整理にあたっては、業界の委託取引の実態に則し、業界の健全な発展に資するための自主基準設定や行政の取組などの方向性を視点として、検討を行っている。

<u>論点１：下請法に準じた統一ルールの設定とその遵守を目指す仕掛けづくり</u>

ユーザ取引における現状の問題点は前節で記載したとおりであるが、それらの問題点は、下請法に準じた取引規定をユーザ取引にも適用すれば改善可能なものが多い。また、資本金基準によって、業界内における下請法の適用を受けない委託取引につい

ても、同様のことが言える。

　ユーザ取引も含めた下請法の適用を受けない委託取引の適正化については、業界における自主的な取組に委ねられる。発注企業であるユーザに対して、適正な委託取引が最終的には双方のメリットになることを啓蒙することによって、ユーザのインセンティブを促し、下請法の規定に準じた委託取引を慣行としていく取組が必要である。

論点２：ユーザ取引（政府調達を含む）における仕様書の明確化

　情報システムに精通していないユーザ側には「何をシステムとして作りたいか」を詳細に技術者へ伝えることができない場合も多く、その場合、受注者である情報サービス企業は仕様書が固まらないまま、内容が曖昧な一括請負契約が締結され、大規模かつ複雑なシステム開発においては、発注側であるユーザと受託側である情報サービス事業者の双方が大きなリスクを負ったままプロジェクトが開始されることにつながる。このような慣行は、契約締結後の変更管理等による追加コストの発生や開発途中の作業変更等を生み、ソフトウェアの品質低下や納期遅延といったプロジェクトの失敗を生みだしかねない。また、代金確定等に当たっての様々な取引上のトラブルを生み出すことにもつながっている。

　これらを解決するためには、発注者であるユーザ側の意図と情報サービス業の技術について、何らかの橋渡しが必要となる。例えば、双方の意図を把握することのできる人材の育成などが必要と思われ、ユーザとの委託取引が円滑かつ適正になされることは、業界全体の委託取引にまで波及するため、その取組は急務であると思われる。

論点３：ユーザ取引（政府調達を含む）の適正化（契約書の明確化）の必要性

　情報サービス業界における受託業務は、特にユーザ取引の構想段階で抽象的な概念設計が徐々に明確になることが多い。発注側であるユーザと受託側である情報サービス事業者との間で「どの時期に」、「どのような内容で」、「どのような責任分担で」を明確にすることが非常に重要な課題となる。

　ここでは、特に、契約分割の可能性、契約事務の遅れの問題、事後評価型の契約手法、知的財産の帰属、損害賠償責任の明確化などが、具体的な検討課題として挙げられる。

　契約をどのタイミングで締結し、事後の仕様変更の扱いをどのように事前に設定することが、両者のメリットを生み出すことにつながるかについて、両者共同で検討を深める必要がある。例えば、基本設計段階までに締結される一括契約のリスクを軽減するために、実務で行われつつある「上流」「下流」の分割契約の有効性や米国政府調達で採用されている請負契約のリスク分散のための契約手法・事後評価型の契約手法

を検討することも必要である。

また、特に政府調達においては、契約事務手続きの遅れなどにより、契約日以前の業務遂行などを迫られる場合も多く発生している。これらについては、政府を含む発注者自らが契約事務手続きの状況を把握し、現状と改善点を明らかにした上で、体制やシステムの見直しを図ることが必要である。

そして、政府調達に係る知的財産権の帰属については、コンポーネントレベルで再利用可能な汎用性の高い部品が開発された場合には、その知的財産権を調達側に帰属させない方が、民間調達への転用はもとより政府調達自身における汎用性の高いシステムの普及という点でも有効であると考えられる。実際、欧米などにおいて知的財産権を開発事業者側に帰属させている場合があることから､我が国政府調達においても、こうした欧米や民間の動きにあわせ、検討されている最中である。情報システムの開発段階で発生する著作権等、ソフトウェア資産の知的財産権の帰属については､「知的財産推進計画[1]」を踏まえて結論を得ることとされている。

また、情報サービス業界における損害賠償責任に関しては､「カスタム・ソフトウェア開発のための契約書に記載すべき主要事項（1993 年 7 月 14 日、通産省告示)」によって損害賠償の範囲を「当該ソフトウェアに対する支払い済みの代金相当額を限度とする」と明記している。しかしこの告示に則した取組はなされておらず、受託側にとっては、大きな潜在的リスクになっているとの指摘がある。政府調達における損害賠償責任範囲の見直しについては、サービスの内容ごとに、当該情報システムが正常に機能しない状況が発生した場合に想定される損害の程度等を踏まえて、個々の案件毎に対応すべき課題である。

論点４：垂直型下請構造から、水平的連携の模索

技術が進歩し、かつ変動が激しい状況の現在、自社単独で担保できない技術については、いわゆる垂直型の下請ではなく、他社とのパートナーシップによる水平的な連携によって対応するのが効果的な場合がある。また、技術力はあっても資金力などの関係から中小・ベンチャー企業が単独では受けられない案件なども多い。

業界内の水平的連携による企業共同体（コンソーシアム）を構築することは、そこが大型案件受注の受け皿ともなりうる。そのために必要となるエンジニアリング力や

[1] 2004 年 5 月に発表された「知的財産推進計画 2004（知的財産戦略本部）」では、質の高い知的財産の創造を推進するために、国などの委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる『日本版バイ・ドール制度』の活用を進めることしている。その適用は大学等の研究機関のみならず産業界も含めた知的財産権の帰属に関し、その成果物に関する知的財産権の帰属を受託者又は請負者とできるようにすることとしており、政府向けソフトウェアの開発事業についても、同様に知的財産権の帰属を受託者又は請負者とできるよう、必要な検討をした上で、関連法案を国会に提出する動きがあるとされている。

プロジェクト管理能力を各社が身につけると共に、行政においては、企業共同体の評価基準の設定などを含め、積極的な取組と支援が求められている。

３．受発注ＥＤＩの導入について

本節では、情報サービス産業における受発注 EDI に関して、その現状を把握し、論点を明確化した上で今後の方向性を検討する。

なお、本節のとりまとめにあたっては、本調査研究におけるアンケート調査、情報サービス産業の委託取引に関する研究委員会でのゲストスピーカーのプレゼンテーション及びその後のディスカッションを活用している。

（1）検討の背景

近年の IT の進展は著しく、昨今では IT を単なる業務の効率化ツールのみでなく、経営全般の革新のため重要なツールに位置づける動きがみられる。

情報サービス業界における委託取引との関係で IT を捉えると、受発注 EDI の導入や活用は、下請法の遵守や円滑な運用、受発注に係る業務の効率化・トラブルの防止、さらには業界全体の下請取引の適正化に寄与するものと思われる。

下請法では、親事業者には、適宜発注書の交付や受発注内容の記録保存が求められており、それらを紙媒体でやりとりするのは大きな手間がかかる。統一された受発注 EDI によってそれらがなされれば、発注書の記載項目も明確な上、その記録保存も容易である。

また、代金の支払が、標準化された業務フローの枠組みの中でほぼ自動的に実施されることで、正確かつ迅速に行われることがある。特段のトラブルがない限りは、下請事業者は非常に効率された形で確実に収入を得ることができる。

さらに、業務フローが標準化・自動化されているため、必要な文書が適正に発行される。発注者側・受注者側の情報が共有されることで、発注内容がより明確化され、業務内容に係るトラブルが減少すると考えられる。ただし、適正な取引がなされるためには、仕様内容の明確化に伴って補充書面を適切に発行するなどの対応が不可欠である。また、受発注 EDI が社内の経理システムと適切にリンクしているなどシステム面での充実も不可欠な要素となる。

これらの事実により、受発注 EDI の導入は、業界全体としての受発注システムの適正化が進むと考えられる点がある。業界全体で標準化を推し進めることは、業界全体にとって大きなメリットがある。共通のプラットフォームを利用することができれば、

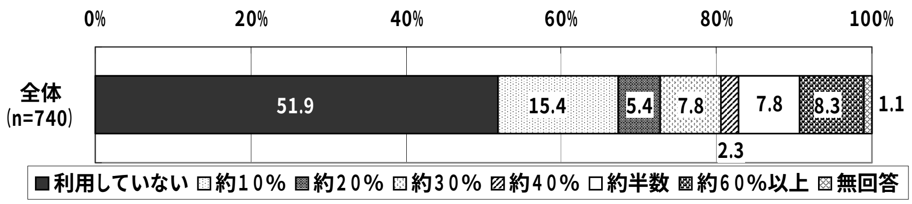
中小企業を含めて、最低限のコスト負担で効率化された仕組みを取り入れることが可能となる。

（２）受発注ＥＤＩの現状

①　受発注ＥＤＩの利用状況とその業務

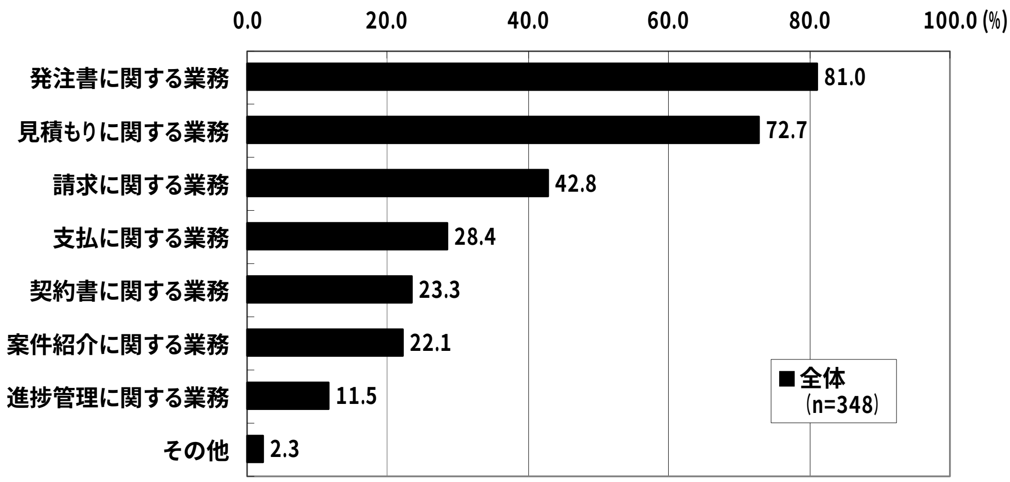
受発注 EDI の利用状況をみると、回答企業の 51.9%で全く利用していないとしており、これに約 30%以下の各利用回答を含めると回答企業の８割以上に達する。情報サービス業界において、受発注 EDI が浸透しているとは言い難い。

図表　受発注ＥＤＩの利用割合



受発注 EDI を利用している企業は、どのような業務でそれを活用しているのか。「発注書に関する業務」、及び「見積に関する業務」での活用がそれぞれ 81.0%、72.7%と多いことがわかる。そのほか、「請求に関する業務」においても 42.8%が受発注 EDI を利用している。

図表　受発注ＥＤＩで行っている業務

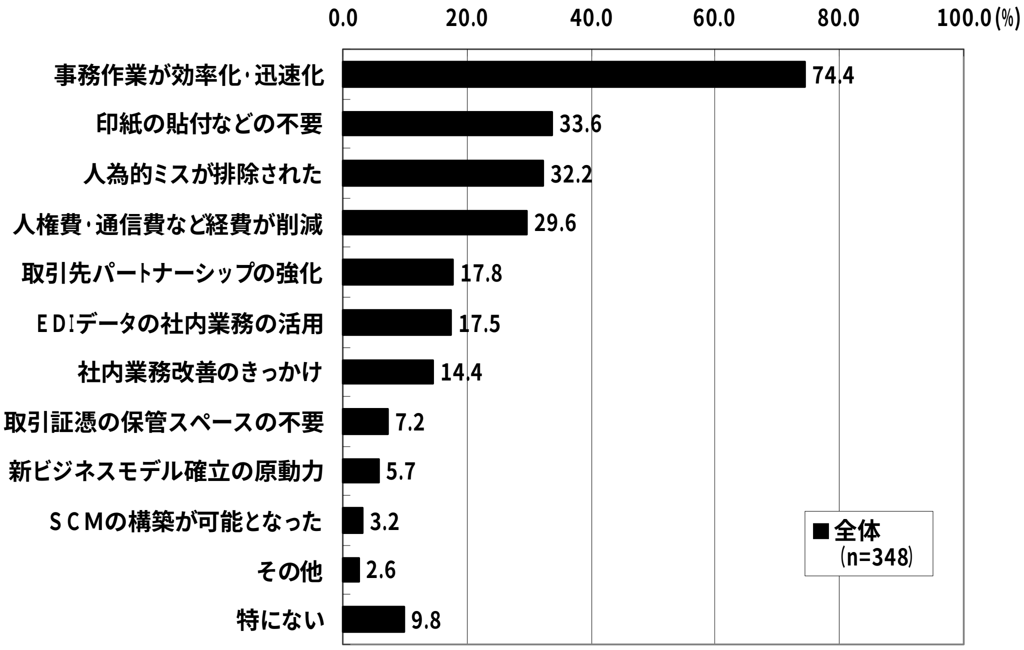


なお、利用している受発注 EDI の型については、「Web-EDI」が 81.0%と最も多くなっている。次いで多いのが、「E-mail-EDI」の 28.4%である。

② 受発注ＥＤＩ導入による効果

受発注 EDI を導入した多くの企業で、導入の効果を感じており、特に事務作業が効率化・迅速化されたとする事業者が 74.4%と非常に多い。実際にこの結果は、次に紹介するソフトウェア事業者における業務委託 Web-EDI システムの事例においても、同様の効果が認められている。具体的には、当該ソフトウェア事業者の取引先（ビジネスパートナー）から、受発注 EDI の活用により、契約・精算等の業務が正確かつ迅速に行われるようになり、業務における効率化が大きく進展したとされている。

図表　受発注ＥＤＩ導入による効果



③ 受発注ＥＤＩの活用事例

調査研究委員会では､元請企業であるセットメーカーにおける受発注 EDI のシステム（ECALGA）、及び、中間下請企業に該当するソフトウェア企業における業務委託 Web-EDI システムが紹介された。前者は主に請負業務（役務取引）が、後者は主に準委任契約が対象となったシステムである。

ECALGA については、もともとは、電子・電機部品等の取引の EDI から始まっており、従来の受発注伝票データの大量伝送から、所要・供給計画・予約等の調整業務全般を電子化、シームレス化するシステムに発展し、ビジネス全般の革新に寄与しているとされる。また、電子・電機部品等から、下請取引、ソフト取引に適用範囲が拡大してきている状況にある。ソフト取引に関しては、着手時点で発注書面の発行や納期における入着情報が EDI を通じて発行されることになっており､発注以前の見積依

頼や、発注から納期までの途中のプロセス管理については EDI では行われていないのが現状である。

次に、ソフトウェア企業における業務委託 Web-EDI システムについては、準委任契約を締結しているビジネスパートナーとの間で、見積依頼情報・見積情報、注文情報・注文請情報、納品情報、覚書情報・覚書締結情報（注文書と差違のある場合のみ。下請法上の補充書面に相当する）、検収情報・請求情報について、統一したフォーマットを用いて EDI でやりとりしているものである。

（３）受発注ＥＤＩ導入に向けた論点

ここでは、こうした現状を踏まえて、情報サービス産業における受発注 EDI 係る論点を抽出し、その課題と今後の方向性を整理する。なお、その整理にあたっては、現状において、受発注 EDI は十分普及しているとはいえないが、それは何故なのか、何らかの阻害要因があるのか、さらには、どのようにして阻害要因を克服するのかを視点とし、検討している。

論点１：ソフト取引における受発注ＥＤＩ活用のメリット

従来の EDI は、取引量の多い継続取引における繰返し発注の事務合理化に大きく貢献してきた。情報サービス業界においては、反復継続される取引が少なく、業界に EDI を導入するインセンティブが生じないとの指摘がある。

しかしながら、実際に EDI を導入した情報サービス企業からは、多くのメリットが挙げられている。特に下請法の施行に伴い、下請法の規定に準拠した契約書交付に係るシステム化を実現できることが指摘されている（発注書記載項目、及び補充書面の交付など）。

また、取引の曖昧性を排除し、透明性の確保や経営の効率化を図る事ができるとともに、見積書・注文書等の紙での手続きを電子化することにより、書類交換（社内、社外）自社システムへの情報の手入力、押印作業等の省力化を図り、事務処理の迅速化を目指す。その結果として、人件費、郵送代、交通費、印紙代のコスト削減が図れることなどがある。

さらに、取引関連の証憑が電子データとなるため、証憑の確保・保管、及び計上の確認が容易になり、管理の効率化が図れることなど、多くのメリットが挙げられる。

論点２：受発注ＥＤＩの標準化と中小企業への普及

上記の論点で整理したように、ソフトウェア取引における受発注 EDI については、多くのメリットが指摘されており、理論的には活用が可能と考えられる。それにもかかわらず、現実にはソフトウェア取引における受発注 EDI の活用はあまり行われていない。

その理由として、たとえば、製造業の下請企業をみた場合には、Web-EDI ではインタラクティブな営業ができない、あるいは、コスト負担からやめたいという意見が多く聞かれるとの指摘があった。中堅大手企業においても、多くの発注者と取引しており、各社に高いお金を払っているのはもったいないと考えるところも中にはある。中堅・中小の下請企業からは、何かもっと集約化できるような良い仕組がないかとの希望がある。こうした問題は、何もソフトウェア取引に限らずソフト・ハード共通の課題であると言える。

中小企業に対応した受発注 EDI については、ECALGA においても、現在研究している最中でもある。そこでは、さらに標準化することによって、中小企業が導入しやすくするような方策の検討がなされている。たとえば、ファイルの取り込みやダウンロードを自動化に近いような形で標準化できないかといった点である。

いずれにしても、ソフトウェア取引には特殊性があるといった観点を捨て、できるところから標準化を進めることが必要だとされる。確かに、ソフトウェア取引においては、特にプロセスで独特な面があるが、プロセスについては、別途進捗管理システムを別に組み立てればよい。

可能な範囲からステップを踏みながら標準化を進めることが肝要と考えられる。

論点３：情報サービス業界特有の課題への対応方法

情報サービス業界における取引で、最初から仕様が全部決まっていることはまれとされる。その場合、次の２つの対応方法がある。一つは、まだ仕様がはっきりしていない段階でスタートする場合であり、もう一つは、ある程度仕様が固まってからスタートする場合である。後者の場合は、受発注 EDI の活用は比較的容易である。一方で、前者の場合は、補充書面の発行に該当するタイミングで受発注 EDI を活用すればよい。また、金額については、最初の段階では初めの１～２ヶ月分だけ決め、その間に仕様を確定し、確定後に全体の金額を発注することが可能である。場合によっては、上流工程と下流工程と分けて、別個に発注する方法をとっている企業もあり、また、最初から一式で発注するが、中身においては、上流工程は準委任のような契約とする方法もある。いずれにしても、最後の納品段階で、最初に発注した要件を満たしているか発注者が全て確認しなければならない。確認した段階で検収情報を流すことですべて

のプロセスが終わることになる。

課題は、仕様に関してどの程度までの添付資料を受発注 EDI の中で添付するかということである。この点については、受発注 EDI の中にはこうした添付資料は含めない方がよい、あるいは当面は含めない方がよいと言った意見も聞かれた。中身のデータ、仕様や検査結果等の報告書は別のところに蓄積されていれば問題はないとの考え方である。

さらに、情報サービス業界における受発注 EDI において単価はどのように決めるかも一つの課題となる。たとえば、上記で紹介した ECALGA では、単価欄を何月発注分からの新価格に適用すると前もって入力しておけば、その時点が到来すれば自動的に切り替わる仕組みになっている。これもまた、その変更に関しては、下請法上の補充書面発行のタイミングで受発注 EDI を活用すればよい。

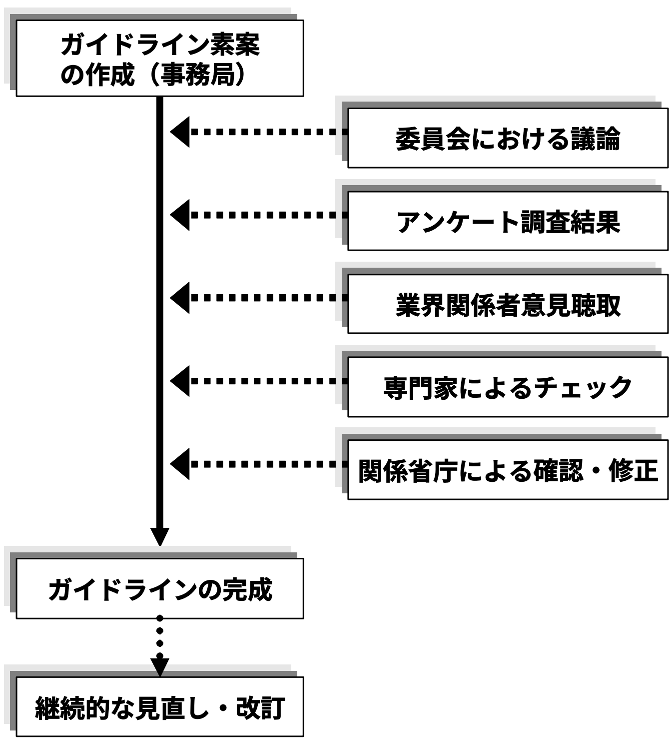
Ⅲ　情報サービス業界における下請法遵守のためのガイドラインの作成

作成の手順

情報サービス業界における下請法遵守のためのガイドラインの作成においては、まず事務局が素案を作成し、委員会において議論を行った。また、本調査研究におけるアンケート調査結果や業界関係者の意見聴取を通じて、その意見や疑問点などを可能な限り反映することとし、さらに専門家等によるチェックを行い、公正取引委員会など関係省庁による確認・修正を経て、最終的には委員の了承を経て完成させた。

今後も検査の結果等を通して、様々な具体例を集約し、継続的な見直しと改訂がなされることが望ましい。

図表　ガイドラインの作成手順



情報サービス業界における下請法遵守のためのガイドライン案

１．下請法全般について

（１） 下請法の目的や内容について

Q1：下請法とはなにを目的とした法律で、どのような内容なのか。

Ａ： 下請法は、親事業者（発注者）の下請事業者（受注者）に対する取引を公正にして、下請事業者の利益を保護することを目的とした法律です。この法律では、所定の下請取引について、以下のような親事業者の義務、禁止事項等を規定しています。

◇親事業者の義務

親事業者の義務	概　　要
・書面の交付義務	発注の具体的内容等を記載している書面を下請事業者に交付する義務がある
・下請代金の支払期日を定める義務	成果物を受領した日から起算して 60 日以内、かつできるだけ短い期間内に支払期日を定める義務がある
・書類の作成・保存義務	発注の具体的内容等を記載している書類を作成し、2 年間保存する義務がある
・遅延利息の支払い義務	代金を支払期日まで支払わない場合は、受領日から 60 日を経過した日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある

◇親事業者の禁止事項

親事業者の禁止事項	概　　要
・買いたたきの禁止	著しく低い下請代金を不当に定めることをしてはならない
・受領拒否の禁止	注文した物品などの受領を拒むことをしてはならない
・返品の禁止	受け取った物は返品してはならない
・下請代金の減額の禁止	あらかじめ定めた下請代金を減額してはならない
・下請代金の支払い遅延の禁止	物品受領から 60 日以内に定めた支払期日までに全額支払わなければならない
・割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割り引くことが困難な、長期手形などを交付することをしてはならない
・購入・利用強制の禁止	親事業者が指定する物や役務を強制的に購入・利用させることをしてはならない
・不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者に下請事業者が負担する必要のない金銭、労務の提供等をさせることをしてはならない
・不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	費用を負担せずに注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせることをしてはならない
・報復措置の禁止	違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告されたことを理由に、取引を停止したりすることをしてはならない
・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償支給した原材料等について、下請代金の支払い期日よりも早く、有償支給した原材料等について、その対価を支払わせたり、下請代金から控除、相殺することをしてはならない

Q2：一般的に、下請法の適用対象となる委託取引とはどのような取引か。

A：　下請法改正により、下請法の適用の対象となる取引の内容は以下のような委託取引となっています。

◆製造委託（物品の製造を下請事業者に委託すること）
◆修理委託（物品の修理を下請事業者に委託すること）
◆情報成果物作成委託（情報成果物の作成を下請事業者に委託すること）
◆役務提供委託（他者に有償で提供する役務を下請事業者に委託すること）

「情報成果物」とは、下記のようなものを言います。

◆プログラム・・・特に情報サービス業界に関連します。
（例：ゲームや会計のソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システムなど）
◆映画、放送番組、その他影像・音声・音響により構成されるもの
（例：テレビ番組、テレビ CM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど）
◆文字・図形・記号又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
（例：設計図、ポスターのデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告など）

（2） 下請法適用の経緯について

Q3：なぜ下請法が情報サービス業界に適用されることになったのか。

A：　下請法は、これまでは主として製造業における取引を対象としていましたが、経済のソフト化・サービス化の進展等に伴い、サービス分野における下請取引の公正化の重要性が高まっていることを受けて、平成 15 年 6 月に法改正がなされ、平成 16 年 4 月から改正された下請法が施行されています。

２．情報サービス業界における下請法の適用範囲について

Q4：情報サービス業界においては、委託取引の形態として、「請負契約」、「準委任契約」、「派遣契約」など様々あるが、どのような委託取引が下請法の対象となるのか。

A：　情報サービス業界における取引においては、一般的に以下の３つの類型で契約がなされることが多くあります。

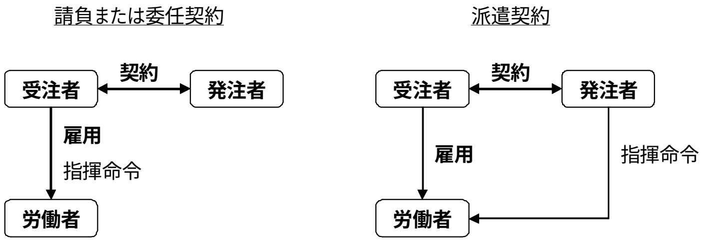
【 請負契約 】受注企業がある仕事を完成させることを約束し、発注企業はその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束する契約

【準委任契約】発注企業が一定の業務処理を受注企業に委託し、受注企業がそれを承諾することによって成立する契約

【 派遣契約 】受注企業が雇用する労働者を、発注企業の指揮命令を受けて、当該発注企業のために労働に従事させる契約

◆派遣契約について

まず、上記のうち「派遣契約」は、「労働者派遣法」の対象となり、下請法の対象とはなりません。「請負または準委任」と「派遣」の本質的な違いは、システムエンジニアなどに対する『指揮命令』が受注企業と発注企業のどちらからなされるかによります。



なお、どちらからの指揮命令がなされているかについては、「業務遂行上の指揮命令」と「身分上の指揮命令」などによって、総合的に判断されます。

業務遂行上の指揮命令：業務の遂行方法に関する指示その他の管理、および業務の遂行に関する評価などに関わる指示その他の管理。

身分上の指揮命令：労働時間などに関する指示その他の管理、および企業秩序の維持・確保等のための指示その他の管理。

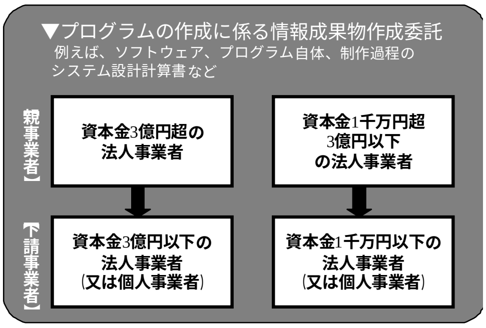
◆請負契約と準委任契約について

請負契約と準委任契約との違いは、下請法の適用に直接関わるものではありません。情報成果物作成委託か役務提供委託であるかを明確にすることが必要です。

下請法は、適用の対象となる下請取引について、①取引当事者双方が、下請法

上の親事業者・下請事業者の条件に合致しているか、及び、②取引の内容が、情報サービス業界の場合には、「情報成果物作成委託」「役務提供委託」等に該当しているかどうか、という２つの側面から定めています。この２つの条件が両方とも満たされる情報サービス業界の委託取引に対して、下請法が適用されることとなる。

情報成果物作成委託（プログラムの作成）及び役務提供委託（運送、物品の倉庫保管、情報処理）については、下図の通り 3 億円の資本金基準が採用され、それ以外の情報成果物作成委託及び役務提供委託には 5 千万円の資本金基準が採用されます。



ここで、情報成果物作成委託（プログラムの作成）及び役務提供委託（運送、物品の倉庫保管、情報処理）の区別に関する一つの明確な基準としては、「何らかの成果物があるかどうか」です。

請負契約の場合は、基本的に成果物の納品をもって委託取引が成立するため、情報成果物作成委託となる場合が多いと思われます。

準委任契約の場合は、例えばコンサルティングで専門家がその場に常駐し適宜質問を受けながら専門知識を出していくというようなものは、役務の提供となる可能性がありますが、そこでレポートを作成するような場合は成果物になる場合もあります。

また、例えばシステムエンジニアリングサービスなどで、プログラムの作成を発注者の事業所の中で常駐させて時間精算をする場合であっても、それはプログラム作成そのものであり、情報成果物作成委託となります。

Q5： 情報サービス業界における、個別具体的業務が下請法の適用対象かどうかはどのように判断すればよいか。また、個別業務を組み合わせて一括して委託する場合は下請法の適用対象となるのか。

Ａ： 基本的には前述の考え方で個別業務毎に判断することとなります。業務の内容においてその判断は異なりますが、一般的には、以下のように判断されるケースが多いと思われます。

〇情報成果物作成委託（プログラム）に該当するものとして、

・プログラム制作に至るシステム構築（一部としての要件定義、設計などを含む）

・プログラム構築

・プログラム制作に至るネットワーク構成の設計／など

〇役務提供委託（情報処理）に該当するものとして、

・オペレーション業務

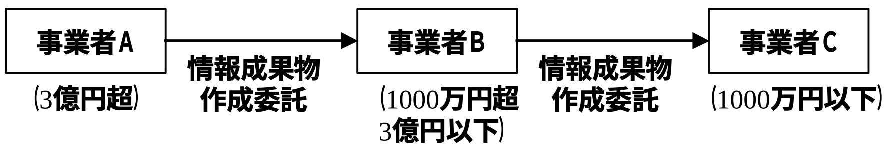
・運用の一部として行われる管理業務／など

なお、個別業務を一括して委託する場合、いずれかの委託だけが下請法の対象となる場合があり得ますが､これらが一体不可分の取引として委託する場合には、いずれかが該当すれば、当該取引は下請法の対象となります。

Q6：下請事業者から孫請事業者に委託するような場合は､下請法の対象となるのか。

Ａ： 下請法は、発注者を親事業者とし、受注者を下請事業者と捉えるので、受注者から更に孫請事業者に委託するような場合も、資本金区分を満たす情報成果物の委託であれば、下請法の対象となります。

下記のような場合、AB 間の取引では、A が親事業者、B が下請事業者となり、BC 間の取引では、B が親事業者、C が下請事業者となります。



Q7： データベースの作成委託は、情報成果物（プログラム）作成委託、情報成果物（文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの）作成委託、役務提供（情報処理）委託のいずれに該当するか。

Ａ：１）データベースの制作過程のデータの体系的構成、データ入力手法、データ検索手法、データ出力手法等の設計或いは開発は、情報成果物（プログラム）作成委託に該当すると考えられます。

２）データ入力画面、データ検索画面、ディスプレイ出力画面、印刷出力帳票等の設計のみの委託は、情報成果物（文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの）作成委託に該当すると考えられますが、その設計内容を、データベースプログラムを用いて、ユーザが使用可能なアプリケーションとして完成させる作業まで含めて委託する場合には、情報成果物（プログラム）作成委託に該当すると考えられます。

３）既に使用可能となっている画面等を用いてのデータの入力は、情報成果物作成委託には該当せず、役務提供（情報処理）委託に該当すると考えられます。

したがって、「データベース作成」という表現は、通常の場合、１）と２）をまとめたいわゆる「開発」か、あるいは３）のみのいわゆる「入力」かいずれかに用いられますので、前者の場合は情報成果物（プログラム）作成委託、後者の場合は役務提供（情報処理）委託に該当すると考えられます。

Q8： 資本関係のある親子会社間の取引も下請法の対象となるのか。また、財団法人、社団法人等の公益法人は、本法の対象となるのか。

Ａ：　親子会社間の取引であっても、下請法上ではその適用が除外される訳ではありませんが、親会社が子会社の議決権の過半数の場合など、実質的に同一会社内での取引とみられるような場合は、公正取引委員会は、下請法の運用上問題としていないとのことです。

また、出資がなければ対象とはなりませんが、公益法人であっても出資があれば本法の対象となります。

Q9： 発注時は下請法の適用外であったにもかかわらず、合併、分割等により下請法の適用対象となった場合は、どのようにすればよいか。

Ａ：　合併、分割等により下請法の適用対象となって以降に発生した委託取引については、下請法が適用されることとなります。

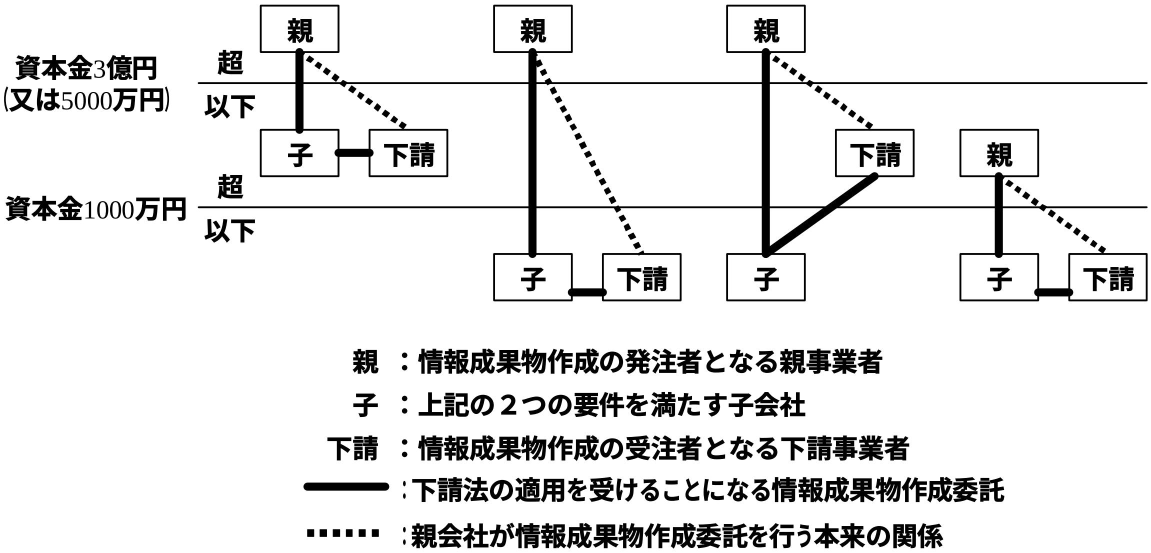
Q10： 資本金の大きい親会社が、小さい資本金で子会社を設立し、その子会社を発注者として取引をした場合は下請法の対象とならないのか。

A： 下請法は、いわゆる「トンネル会社」を使っての、脱法的行為を禁止する規定を設けています。即ち、資本金が小さい会社が発注者となる場合には、下請法の対象とならない場合がありますが、これを利用して、資本金の小さい子会社（いわゆる「トンネル会社」）等を設立し、この子会社を窓口として委託を行い、本法の規制を免れるようなケースが考えられることから、以下の２つの要件をともに満たしている場合は、当該子会社が親事業者とみなされ、下請法の対象となることになっています。

◆親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合
（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）

◆親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合
（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の 50%以上を再委託している場合）

つまり、次のような下請取引においては、子会社が親事業者とみなされ、下請法の適用を受けることになります。



Q11： 取引先の資本金規模などがわからず、委託取引が下請法の対象になるかどうかわからないときはどうしたらよいか。

A： 取引上の安全確保の観点からも､取引先の会社概要などを把握しておくことは､非常に重要です。これらは､会社パンフレットやホームページなどから調べるか､直接取引先に尋ねるなどして把握に努めることが望ましいと考えられます。

また、書面化の推進など業界取引慣行の改善を図る上では、下請法の適用外となる取引についても、発注者は本法の規定に準じて取引を行うことが望まれます。

Q12： 情報サービス関連業務は、海外の取引先に委託する場合もあるが、これらは対象とならないのか。

A： 下請法は、国内の委託取引のみを対象とし、海外にある取引先に委託するような場合は下請法の対象とはなりません。

なお、外資系企業であっても、国内における委託取引であれば、それが資本金要件等を満たせば下請法の対象になります。

Q13： 代金は発注先から直接支払われるが、具体的な指図はユーザから受けるような場合、下請法の適用を受けるのは、発注先かユーザのどちらか。

A： 下請法上の「親事業者―下請事業者」という関係は、委託取引契約の契約当事者を指し、設問の場合、発注者ということになります。

なお、システムエンジニアなど下請事業者の被雇用者が元請など下請事業者以外の指揮命令下で作業を行う場合は労働者派遣法等の適用を受け、下請法の対象にはなりません。

Q14： 自社のホームページや自社で使用するソフトウェアについて社内で作成しているが、一部の作成を外注したり、専門のシステム開発会社の人に来てもらって社内で作業している場合には、本法の対象となるか。

A： 通常、ホームページは自社の宣伝のために使用するものであるので、自ら使用する情報成果物に当たり、一部を自社で作成しているのだから情報成果物作成委託に該当すると考えられますが、当該外注部分について自社で作成する能力がないような場合には、他の事業者に作成を委託しても情報成果物作成委託に該当しません。ただし、ホームページ上で有償で提供するコンテンツ（画像等）の作成を他の事業者に委託する場合には、当該コンテンツは業として提供を行う情報成果物であることから、情報成果物作成委託に該当します。

なお、作業を行う場所は下請法の判断と関係がありませんが、前述の通り、そ

れが労働者派遣法の対象となるような場合には、本法の対象とはなりません。

Q15： 取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託を併せて行うというような、情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合、下請事業者を画する資本金基準はどう判断すればよいのか。

A： 「3 億円又は 1 千万円」の資本金基準を用いる取引（製造委託、修理委託並びに政令で定める情報成果物作成委託及び役務提供委託）と「5 千万円又は 1 千万円」の資本金基準を用いる取引（政令で定めるものを除く情報成果物作成委託及び役務提供委託）が同時に発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金基準をもって本法の対象となるか否か判断されます。すなわち、親事業者と下請事業者の資本金額によっては、一方の取引だけが本法の対象となるということがあり得ます。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、いずれかの資本金基準に該当すれば、当該取引は一体として本法の対象となります。

Q16： 情報サービス事業者が、システムの説明書などの印刷を外部委託する場合には、当該委託取引は下請法の適用対象となるのか。

A： 納入物（又は成果物）の一部として提供される説明書などの印刷を委託することは、製造委託に該当し、下請法の対象となります。

Q17： 海外で販売しているアプリケーションソフトを国内向けに販売することがあるが、そのためにはまず当該アプリケーションソフト内で使用されている言語を日本語に翻訳する必要がある。この翻訳については外注しているのだが、これは情報成果物作成委託に該当するのか。なお、翻訳はペーパーの形で当社に納入される。

A： 翻訳文書は情報成果物であり、また、当該翻訳文書はアプリケーションソフトを構成することとなる情報成果物であるので、情報成果物作成委託に該当します。

Q18： ソフトウェアを販売する事業者が、販売したソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託することは役務提供委託に該当するとのことだが、無償のサポートサービスの場合も含まれるのか。

A： 顧客に対するサポートサービスの提供は、直接的には無償に見えても対価は当該ソフトウェアの販売価格に含まれていると考えられますので、サポートサービスを他の事業者に委託することは役務提供委託に該当します。

Q19： 販売目的のソフトウェアを作成するため、コーディング作業等のシステム開発業務支援に係る恒常的な業務委任契約（特定の情報成果物の作成ではなく、親事業者の社内に常駐して様々な情報成果物の作成業務を行う。）を結ぶ場合があるが、役務の提供をさせていることから情報成果物作成委託に該当せず、本法の対象とはならないと考えてよいか。

A： コーディング作業はソフトウェアの作成行為そのものであり、形式的には業務委任契約により役務の提供を依頼している場合であっても、原則として情報成果物作成委託に当たります。発注書面上の「給付の内容」を個別プログラムごとに記載できないという場合には、「システム（ソフトウェア）開発支援業務」等と記載すれば足りますが、この場合には、業務と同時並行的に親事業者のコンピュータに記録されることをもって瞬間に受領が発生しているとみなさざるを得ないので、1ヶ月締切制度の場合には締切後 30 日以内に支払期日を定める必要があります。

なお、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、本法の対象となりません。

３．情報サービス業業界の委託取引における親事業者の義務について

（1）書面交付の義務について

Q20： 親事業者が下請事業者に交付しなければならない書面とは、契約書のことなのか。発注書や伝票などでもよいのか。また、電話で注文をして、後日注文書を交付する方法は問題ないか。

A： 契約書に限らず、次のQの回答に示すような必要記載事項がすべて記載されているのであれば、発注書や伝票などを下請法第３条で交付が義務付けられている書面とすることが可能です。

なお、契約を締結するまでに日数を要する場合は、発注後、直ちに、別の必要事項を記載した書面を交付する必要があります。

また、電話のみによる発注は、書面の交付義務違反となります。緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要があります。この場合、直ちに注文書を交付しなければなりません。

Q21：書面に記載すべきことはなにか。金額や納期が記載されていない書面でもよいのか。

A：　親事業者が下請事業者に発注に際して交付すべき発注書面には、次の具体的記載事項がすべて記載されている必要があります。

【書面に記載する必要がある具体的事項】－情報成果物作成委託の場合

1．親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2．情報成果物作成委託をした日
3．下請事業者の給付の内容（注 1）
4．下請事業者の給付を受領する期日
5．下請事業者の給付を受領する場所
6．下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
7．下請代金の額（注 2）
8．下請代金の支払期日
9．手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
10. 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
11. 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

注 1：給付の内容としては、「品目」「品種」「数量」「規格」「仕様」等があります。また、情報成果物作成の過程において、下請事業者の知的財産権が発生するような場合があります。このとき親事業者が作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾させることを含んで発注するような場合は、その旨を発注書面に明記する必要があります。

注２：下請代金の額を、以下のように算定方式によって記載することも可能です。

　A ランクの技術者の時間あたり単価○円×当該技術者の所要時間数
＋B ランクの技術者の時間あたり単価○円×当該技術者の所要時間数
＋C ランクの技術者の時間あたり単価○円×当該技術者の所要時間数
＋下請事業者が作成に要した実費（交通費、○費、○費）

ただし、次の場合には、例外的に、上記のすべての事項が発注時に交付する書面に記載されていなくても問題ありません。

（ア）「発注書面の具体的記載事項について、その内容が定められないことについて正当な理由があり、当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付する場合で、記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付するようにする場合」

→　発注書面に記載できない「正当な理由」があれば、それ以外の事項を記載した書面（当初書面）を交付することが認められます。ただし、この場合、記載できない事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。

「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由です。具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には、「正当な理由がある」とは判断されません。

当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後には、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要があります。遅くとも納入日までには交付しなければなりません。また、補充書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要があり、この場合、例えば、「本文書は○年○月○日付けの○○文書の補充書面である。」と記載したりする等、当初書面の内容を補充する書面であることが分かればよく、書式・内容は問いません。

（イ）「基本的な事項について、別途書面にて取決め、毎回参照することとする場合」

→　下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間など）が一定している場合には、これらの事項に関しては予め書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面の記載は不要となります。この場合は、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければなりません。

なお、通知した書面については、新たな通知が行われるまでの期間は有効とすることができます。この場合、通知書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨を明記する必要があります。また、親事業者は下請事業者に対して、年に１回、社内の購買・外注担当者に対し、通知した書面に記載されている内容について周知徹底を図ることが望まれます。

Q22： 最終ユーザの仕様が確定せず、委託した時点では、委託内容を決定することができない場合があるが、その場合はどうすればよいか。また、その後、仕様が変更された場合に何をすればよいか。

Ａ：　発注書面の具体的記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、その事項を発注書面に記載せずに、それ以外の事項を記載した書面（これを「当初書面」といいます）を交付することが認められています。この場合、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。

当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面（これを「補充書面」といいます）を交付する必要があり、遅くても納入日までには交付しなければなりません。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要があります。

なお、仕様変更に伴い、下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合、親事業者がその費用を全額負担しなければ、不当な給付内容の変更に該当します。

Q23： 下請事業者に委託する給付の内容は定まっているのだが、ユーザ側の都合により、ユーザへの引渡代金は定まっていない。この場合、下請代金はユーザへの引渡代金が定まった後で決定することになるが、本法上問題ないか。

Ａ：　下請事業者への代金の支払は親事業者が責任を負うべきものであり、ユーザへの引渡代金が未定であることは理由になりません。ユーザへの引渡代金の決定時期にかかわらず、発注時に下請代金の額を決定し、納品後 60 日までに定めた支払期日に下請代金を支払う必要があります。

Q24： ユーザ側の都合により、下請事業者に委託する給付の内容が定まっておらず、下請代金も給付の内容に応じて変わることから決定できない。この場合、下請代金は給付の内容が定まった後で決定することになるが、本法上問題ないか。

Ａ：　この場合、「給付の内容」、「下請代金の額」について速やかに決定し、決まりしだい補充書面を交付する必要があります。

Q25： 算定方法を使用する際には、どのような点に留意したらよいか。また、仮単価は禁止されたのか。

A： 算定方法は、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合（例えば、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等）であって、算定方法の形であれば正式単価として記載できる場合に使用することができます。ただし、①算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、②算定方法を定めた書面と発注書面とが別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要があり、また、③遅くとも最初の代金支払時までには、下請代金の具体的な金額を確定し、下請事業者に対して書面にて通知しておく必要があります。

また、算定方法の記載も困難で、「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」場合には、仮単価を設定することが認められます。ただし、その場合、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し、単価が決定した後には直ちに補充書面を交付しなければなりません。

Q26： 委託した時点では、委託内容の全てを書面に記載することは不可能だが、どの程度詳しく書かなければならないのか。

A： 下請事業者が発注書面をみて「給付の内容」を概ね理解できる程度に記載することが必要になります。また、親事業者にとってみても、発注書面での「給付の内容」の記載は、下請事業者に対してやり直しなどを求める根拠ともなりますので、全てを記載することは困難であっても、必要な限り明確に記載することが望ましいといえます。

Q27： 発注時に書面に記載することができないことに正当な理由がある事項がある場合には、当初書面には「内容が定められない理由」と「内容を定めることとなる予定期日」を記載することになったが、どの程度詳しく書く必要があるのか。また、やむを得ず「予定期日」が守られなかった場合には、本法上問題となるのか。

A： 「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記述する必要があります。

【例】

① 「○月○日まで」

具体的であり認められます

② 「発注日から○日以内」

具体的であり認められます

③ 「納入日まで」

具体的ではあるが、本当に納入日まで決まらないのであれば認められますが、そのような実態がない場合は認められません。また、当初書面において納入日を記載していない場合には認められません。

④ 「納入月まで」

具体的な日を特定していないので、認められません。なお、すべての委託について一律の記載をすることは、真に一律の時期に特定可能となるということであれば可能でありますが、通常は認められません。

書面に記載する時点で合理的に予測できる期日を記載する必要がありますが、結果的に「予定期日」が守られなくても、直ちに本法上問題となるものではありません。

Q28： 作業時間に応じて代金が支払われる場合や、役務の種類や量に応じて代金が支払われる場合、交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしている場合があり、委託代金が発注時点で確定できないときには、どうすればよいか。

A： 発注書面には、下請代金の額として正式な単価を具体的な金額で記載しなければなりませんが、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情があり、算定方法の形であれば正式な単価として記載できる場合には、その算定方法を下請代金の額として記載することが認められています。ただし、この場合の算定方法については、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければなりません。交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしている場合、３条書面には交通費等諸経費を含まない段階における下請代金の額と、交通費等の諸経費は親事業者が負担する旨（例えば「作成に要した交通費、○○費、○○費の実費は当社が負担します」等）を明記しなくてはなりません。

ここで、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情とは、例えば、プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準毎の作業時間に応じて代金が支払われる場合、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等です。

Q29： 長期継続的な取引をしている場合は、一度書面交付をすれば、それでよいものか。

Ａ： 書面の交付は、原則として発注の都度必要となります。ただし、下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間など）が一定となっている場合には、これらの事項に関して予め書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面の記載は不要となります。詳細はＱ２１の回答にある「（イ）基本的な事項について、別途書面にて取決め、毎回参照することとする場合」の説明をご参照下さい。

Q30： ＥＤＩにより発注する場合、３条規則に定める事項のうち、システム的に文字を入力・送信することが困難な場合は、記号（パターンコード）化可能なものは記号により通知することとしたいが、それでもよいか。また、システム上、単価欄を空欄で発注することはできないようになっているが、実際の単価ではないことを明記した上で、「０円」と表記して発注することは認められるか。

Ａ： それぞれの事項においてそれぞれの記号が何を意味するのか（パターンコードの情報）をあらかじめ下請事業者に文書（又は電磁的方法）で通知しておけば、記号を使用することも可能です。

また、下請事業者と十分協議を行い、０円が実際の単価を意味していないことを明示した上で発注することは問題ありません。

Q31： 情報サービス関連業務においては、契約なしの渉外対応サービスも多く、書面を交付していては対応できない場合もあるがどうしたらよいか。

Ａ： 緊急やむを得ない事情により書面以外で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要があります。この場合、直ちに注文書を交付しなければなりません。

Q32： 書面を交付する際には、電子メールやＦＡＸによる交付でもよいのか。

Ａ： ３条書面を交付するに当たっては、電子メールや FAX による交付も認められています。ただし、電子メールやウェッブ等の電磁的方法によって書面を交付する場合には、以下のような点に留意する必要があります。

◇下請事業者の承諾が必要です。

親事業者は、あらかじめ、下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類（電子メール、ウェッブ等）及び内容（Word98、一太郎バージョン８以上な

どファイルへの記録方法）を示して、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。

◇電磁的記録の提供の時点に注意が必要です。

電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合には、下請事業者が当該メールを受信し、下請事業者のファイルに記録していることが必要で、メールボックスに送信しただけでは提供したことにはなりません。また、ウェッブのホームページを閲覧させる場合には、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような方策等の対応が必要となります。

◇開発費用負担などを下請事業者に負わせてはいけません。

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請事業者に負担させることは、下請法又は独占禁止法に違反するおそれがあります。

Q33： 委託した情報成果物に関して下請事業者に知的財産権が発生する場合があるが、当該知的財産権を譲渡させる場合には、どのような方法で書面に記載すればよいのか。

A： 委託した給付の内容に含んで知的財産権を譲渡・許諾させる場合には、発注書面にそのことを記載して、知的財産権の譲渡対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要があります。

（２）支払期日を定める義務について

Q34： 支払期日を定める場合、どれくらいの期間を目安とすればよいか。また、下請事業者の納期が遅れた場合は、支払期日も延長して良いのか。

A： 下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を、物品等を受領した日から起算して 60 日以内で、できる限り短い期間内で定める必要があります。

なお、支払期日は、通常「受領後○日」「毎月○日締翌月○日払」のように設定されるので、下請事業者の責に帰すべき理由により下請事業者の納期が遅れた場合には、遅れて受領した日から起算した支払期日まで支払うこととなります。

（３）書類の作成・保存義務

Q35： 保存すべき書類については、保管場所がないため、必要事項を電子データに変換して保存しておくことは可能か。

Ａ：　書類に記載すべき項目の内容が満たされていれば、電子データで保存しておくことが認められています。なお、電磁的記録の作成・保存の場合、記録事項を検索する機能を有している等の要件を満たす必要があります。

Q36： 給付内容を変更した場合には５条書類に記録しなければならないが、情報成果物においては、親事業者と下請事業者が個々に打ち合わせしながら給付内容を確定していく場合がある。この場合、どの程度の変更から記録しなければならないのか。

Ａ：　個々の作業指示や仕様の詳細化の過程をすべて記載する必要はありませんが、少なくともそれにより下請事業者に下請代金の設定時には想定していないような新たな費用が発生する場合には、その旨記載し保存する必要があります。

Q37： 親事業者が取引の内容について、書面を作成し保存する際に、最低限記載すべき事項はなにか。また、作成した書面はどれくらいの期間保管すればよいのか。

Ａ：　親事業者が取引の内容について、書面を作成し保存する際に、記載すべき事項は以下の通りです。また、作成した書面は２年間保存する義務があります。

【最低限記載し保存する必要がある具体的事項】

1. 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
2. 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
3. 下請事業者の給付の内容
4. 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、提供される期日・期間）
5. 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、提供された日・期間）
6. 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
7. 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
8. 下請代金の額（注 1）
9. 下請代金の支払期日
10. 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由（注 2）
11. 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
12. 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
13. 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
14. 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
15. 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
16. 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

注 1：下請代金の額を算定方式で記載した場合は、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなくてはなりません。

注 2：下請代金の額を算定方式で記載した場合、その算定方法に変更があった場合は、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければなりません。

（４）遅延利息の支払義務

Q38：遅延利息はいつから支払わなければならないのか。また、具体的に、どれくらいの額を払わなければならないのか。

Ａ：　遅延利息は、物品等を受領した日（役務提供の委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して 60 日を経過した日から実際に支払いをする日までの期間について、その日数に応じて当該未払金額に年率 14.6%を乗じた額となります。

４．情報サービス業界の委託取引における親事業者の禁止事項について

（１）買いたたきの禁止について

Q39：当社の決算対策のため、発注単価を一律に引き下げても問題とならないか。

Ａ：　個別の発注内容の違いを考慮することなく、すべての発注内容について一律に一定比率で引き下げた単価で発注を行った場合は、買いたたきとして本法上問題となるおそれがあります。

Q40：　ユーザが示すトータル作成費用は決まっているため、下請事業者に払える代金は自ずと決まってしまうが、指値で下請事業者に注文をしてもよいのか。

Ａ：　親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値によって、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、下請法上違反となるおそれがあります。

下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが必要です。

Q41：　下請事業者に知的財産権の譲渡を求める場合、その対価はどのように設定したらよいのか。

Ａ：　情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に通常支払われる対価より著しく低い額を定めることは買いたたきに該当します。

Q42： 作業内容を下請事業者に提示し、見積を出してもらった後、作業内容の変更により当初の予定を大幅に上回ることになってしまった場合、見積書を取り直さずに発注してもよいのか。

Ａ： 当初の見積価格から作業内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをしない場合には買いたたきとなるおそれがあります。したがって、下請事業者からの申し出のあるなしにかかわらず、必ず再見積を取り単価の見直しを行う必要があります。

（２）受領拒否の禁止について

Q43：納期前に納品された場合にどのように対処したらよいか。

Ａ： 約束した納期前に納品されても親事業者には受け取る義務はなく、受取を拒んでも受領拒否にはなりません。下請事業者の要請に応じて納入された物品を受け取ることが望ましいですが、その場合には、仮受領として納入された物品を納期まで保管し、注文書に記載された支払期日に下請代金を支払えばよいです（仮受領とせず受領した場合には、受領した日から起算して 60 日以内に下請代金を支払わなければなりません）。

Q44：下請事業者が、正式な発注をしていないのに、見込みで情報成果物を作成してしまった場合には、その受領を拒否してもよいのか。

Ａ： 発注していないものについて受領を拒否することに問題はありません。ただし、発注書面を作成せず、口頭発注にて下請事業者に一定数量を作成させている場合には、書面の交付義務違反にとどまらず、受領拒否にも該当することになります。

Q45： ユーザから急なキャンセルを受けた場合、すでに下請事業者に発注した情報成果物もキャンセルしてよいのか。また、役務提供委託には受領拒否がないということだが、契約期間中に親事業者から「もう必要ない」と言われても違反とならないのか。

Ａ： ユーザからのキャンセルを理由として、発注の取り消し（契約解除）をして、給付の目的物を受領しない場合は受領拒否に該当することになります。

なお、役務提供委託の場合は、下請事業者の給付を受領するという概念がないため、受領拒否には該当しませんが、下請事業者が要した費用を負担せずに契約を打ち切ることは、「不当な給付内容の変更」に該当します。

（３）返品の禁止について

Q46： 下請事業者からの納入品に瑕疵があった場合、受領後６ヶ月以内ならいつでも自由に返品できるのか。

Ａ： 親事業者が受入検査を行い、いったん合格品として取り扱ったもののうち、直ちに発見することができない瑕疵があったものについては、受領後 6 ヶ月以内であれば返品することができます。しかし、受入検査の結果、不良品とされたものは速やかに返品すべきで、返品せずそのまま放置しておけば 6 ヶ月以内の返品でも下請法違反となります。

また、親事業者が下請事業者に検査を文書で委任している場合、直ちに発見することのできない瑕疵や明らかな検査ミスのあるときは受領後6ヶ月以内であれば返品を許されます。

（４）下請代金の減額の禁止について

Q47： 下請代金の支払として手形を交付しているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払うことがよくある。この場合、金利引きと称して手形割引料相当分を減額してもよいか。また、下請事業者の了解を得た上で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引いて支払うことは認められるか。

Ａ： 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に親事業者の短期調達金利相当額を超えて減額すれば、その超過分は下請代金の減額として下請法違反となります。

なお、一時的にではなく常に現金で支払うという場合には、支払手段を現金払いとして発注書面を交付する必要がありますが、この場合において、発注書面に記載した下請代金の額から割引料相当額を差し引くことは下請代金の減額として本法違反となりますので、これに見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要があります。

また、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことは認められています。

Q48： 単価改定を行う場合、遡及適用に関してどういう点に気を付ければよいか。

Ａ：　単価の引下げについて合意した日（合意日）と新単価の適用を開始することとした日（単価改定日）が異なる場合には、合意したからといって単価改定日より前の発注について新単価を適用すると、下請代金の減額に該当します。また、合意日から新単価を適用することとしている場合においても、下請事業者から見積書が出されただけでは合意したことになりません。単価改定について双方が合意した日が合意日となります。新単価適用時期について下請事業者と合意が成立していることは下請代金の減額を正当化する理由とはなりません。

　なお、○月納入分から新単価を適用するというような交渉は、交渉が長引くことにより遡及適用となるおそれがあることから、○月発注分からという交渉を行うことが望ましいです。

Q49： 情報成果物作成の途中で、ユーザから受けるべき代金が減額されてしまった場合、下請代金も減額してもよいのか。

Ａ：　下請事業者への代金の支払いは親事業者が責任を負うべきであり、ユーザから受けるべき代金が減ったことは下請代金の減額を正当化する理由にはなりません。したがって、発注時に決定した下請代金を支払う必要があります。

Q50： スケジュールが間にあわず、情報成果物の一部を親事業者自らが作成した場合は、払うべき代金を減額してもよいのか。

Ａ：　下請事業者の責に帰すべき理由（例えば、瑕疵の存在、納期遅れなど）がある際に、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しなどをした場合は、手直しに要した費用を減じることは可能です。ただし、下請事業者の責に帰すべき理由がない場合は、発注後に減額すると下請法違反になります。

　また、親事業者の発注自体に問題（無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとする場合等）がある場合等、納期遅れの原因が親事業者にある場合には、下請代金の減額は認められません。

Q51： 年間役務提供契約を締結していたが、年度末に一定期間については契約外である旨を通知し、払うべき代金を減額してもよいのか。

Ａ： 設問のように、契約金額から減額することは下請法違反になります。

Q52： 下請代金の支払に際し端数が生じた場合、当該端数を四捨五入の方法によって処理しても問題はないか。

Ａ： 支払時点において、円未満を四捨五入することは問題ありません。

支払うべき下請代金の額に円未満の端数があった場合、これを切り捨てて支払ったとしても、下請代金を減ずる行為とはみなされません。例えば、下請代金が1,008,005 円 80 銭だった場合、下請代金を 1,008,005 円とすることは問題ありません。ただし、1,008,000 円とするなど１円以上の単位で切り捨てる場合は、下請代金を減ずる行為となります。

（５）下請代金の支払遅延の禁止について

Q53： 下請事業者から当月納入分を翌月納入分として扱ってほしいと頼まれ、下請代金も翌月納入されたものとみなして支払ったところ、60 日を超える支払遅延であるとの指摘を受けたが納得できない。

Ａ： 本法の適用については、下請事業者との合意は問題となりません。下請事業者との合意の有無に関係なく、下請代金は実際の納入日を基準とした支払期日までに支払わなければなりません。

Q54： 受領した成果物に、下請事業者の責による瑕疵等が発見され、やり直しが必要となった場合にも、当初の受領日から起算した支払期日に代金を支払わなくてはならないのか。

Ａ： 支払期日が到来する前に瑕疵等が発見され、やり直しをさせる場合は、やり直しをさせた後の情報成果物の受領日が支払期日の起算日となります。

Q55： 情報成果物の場合、受領日がはっきりしないときがあるが、なにを持って成果物を受領したこととし、支払期日を起算すればよいのか。

Ａ： 情報成果物作成委託についても、検査の有無を問わず親事業者の支配下に置いた時点を受領とします。

なお、情報成果物作成委託においては、親事業者が作成の過程で、下請事業者

の作成内容の確認や今後の作業指示などを行うために注文した情報成果物を一時的に親事業者の支配下に置く場合があります。

このとき、①注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでなく、②あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者の支配下に置いた注文品の内容が、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とすることを合意している場合には、その時点を受領日とします（親事業者の支配下に置いた時点を受領日とするものではありません）。

ただし、発注書面に記載した納期日に親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかに関わらず、当該納期日を受領日とします。

Q56： 知的財産権を含む成果物の下請代金をロイヤルティ等の成功報酬で支払う場合、成果物受領後 60 日以内に支払うことに違反するのか。

Ａ：　親事業者は、受領した日から起算して６０日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。

したがって、このような情報成果物の代金は、情報成果物作成に係る対価と著作権等の知的財産権に係るロイヤルティの２つで構成されていると考えられるので、下請法を遵守するためには、例えば、情報成果物の作成に関する費用を下請代金として受領後 60 日以内に支払うこととし、事後にロイヤルティ等の成功報酬を支払う方法とすることが考えられます。

なお、知的財産権の譲渡・許諾については、それを「給付の内容」に含んで発注する場合に、下請法が適用されることとなります。

Q57： 情報成果物作成委託においては、３条書面上の納期日より前であれば、親事業者が委託した情報成果物を支配下に置いても、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したとすることを認めるとのことだが、検査終了後に受領することを認める趣旨と理解してよいか。

Ａ：　情報成果物の場合、外見だけでは委託内容の確認ができないことから、情報成果物の作成の過程で、親事業者が一時的に成果物を支配下に置いて、その内容を確認することを認めたものであって、検査終了後に受領することを認める趣旨ではありません。

Q58： 情報成果物作成委託において、受領前に、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認したい場合には、下請事業者に対し、３条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を持って来るよう指示する必要があるが、問題ないか。

Ａ：　あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を一時的に支配下においても直ちに受領したことにはならないとされていることから、当該確認を行うために、下請事業者に対し、３条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を一時的に持って来るよう依頼することは問題ありません。

なお、この場合、情報成果物を一時的に持って来るべきことまで３条書面に明記する必要はありません。

Q59： 受領後に情報成果物の検査をする場合に、検査期間が 60 日を超える場合があるが、検査終了後に問題がないことを確認した上で下請代金を支払うこととして問題ないか。

Ａ：　検査が終了していなくても、情報成果物の受領後 60 日以内に定めた支払期日までに支払う必要があります。なお、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したこととすることを下請事業者と事前に合意している場合には、確認した時点（当該情報成果物が３条書面に記載した納期日に親事業者の支配下にあり、内容の確認が終了していない場合には３条書面上の納期日）が支払期日の起算日となります。

Q60： プログラムの作成委託において、給付の内容を確認するため、プログラムの納品に併せて下請事業者に最低限の証拠資料（単体テスト結果報告書等）を提出させることとし、プログラムの納品時に証拠資料の提出がない場合には、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしたいがよいか。

Ａ：　あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においたプログラムが一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意しており、プログラムの納品に併せて当該確認を行うための証拠資料の提出を求めている場合において、証拠資料の提出が遅れた場合に、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしても問題はありません（ただし、発注書面に記載した納期日にプログラムが親事業者の支配下にある場合には、内容の確認が終了していなくても発注書面上の納期日が支払期日の起算日となります）。なお、この場合には、委託した給付の内容に証拠資料の提出を含むことと

し、発注書面にその旨記載して発注するとともに、証拠資料の作成の対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要があります。

Q61：ユーザからの入金がなされていない場合は、支払期日に下請代金を支払わなくてもよいのか。

Ａ：　ユーザからの入金が遅れていることは、下請事業者に対して支払期日に下請代金を支払わなくてもよい理由にはなりません。

Q62：役務取引はすぐに現金払いされることが多いのに、本法の対象となることにより、役務を提供した後60日後の支払とされたり、手形払いとされるなど支払条件の悪化が懸念される。このようなことは、本法上どのように考えられるのか。

Ａ：　親事業者が本法の適用を契機として、一方的に支払条件を悪化させ、下請事業者に不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあるとともに、本法上も、支払条件の悪化を見込んだ対価を下請事業者と十分な協議の上で設定しなければ、買いたたきに該当するおそれがあります。

（６）割引困難な手形交付の禁止について

Q63：手形期間が120日を超える手形は割引困難な手形であるとのことだが、その理由・経緯は何か。また、どのような措置が採られるのか。

Ａ：　公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、支払手形の手形期間を繊維製品に係る下請取引においては90日以内、その他の下請取引については120日以内にするように指導してきました。

現在では、上記手形期間以内の手形を交付することが商習慣になっており、公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、本法第４条第２項第２号の規定（割引困難な手形の交付の禁止）に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて上記期間内に改善するよう指導しています。

（７）不当な経済上の利益の提供要請の禁止について

Q64： 受領し終えた情報成果物の記録データなどを、下請事業者に保存させることは問題になるのか。

Ａ： 親事業者が下請事業者に対して、下請事業者が納入した情報成果物に係る記録データを下請事業者に保存するよう要請すること自体問題となるものではありませんが、合理的な範囲や時間を超えて下請事業者に保存させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると、下請法違反となります。

Q65： 受注前の段階で、受注に関連した協力活動を下請事業者にしてもらいたいのだが、その場合はどのように対応したらよいか。

Ａ： 受注に関連した協力活動を行うことが下請事業者の直接の利益となる（それを行うことによる利益が不利益を上回る）ことを明らかにした上で、下請事業者の自由な意思により協力活動をしてもらうことは問題ないが、下請事業者が協力する意思がないと表明したにも関わらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにも関わらず、その協力を要請することは下請法違反となります。

Q66： あらかじめ知的財産権を親事業者に譲渡させることを通知し、情報成果物に係る知的財産権の譲渡対価が含まれるような下請代金の額を見積もってもらい、下請事業者の見積額で発注する場合には、買いたたき又は不当な経済上の利益の提供要請には該当しないと考えてよいか。

Ａ： この場合は該当しませんが、３条書面には、知的財産権を譲渡する旨を記載する必要があります。

（８）不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止について

Q67： 親事業者が、一定の仕様を示して下請事業者に情報成果物の作成を委託していたが、ユーザの都合により、途中で仕様が変更されたことを理由に、下請事業者にも仕様の変更を求める場合、どのような点に注意すればよいのか。

Ａ： 給付の受領前に、発注書面に記載されている仕様を変更し、当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合、親事業者がその費用を全額負担しなければ不当な給付内容の変更に該当します。

また、仕様の変更により下請事業者の制作着手が遅れる場合において、当初定めた納期を見直しせず無理な納期になっている場合、親事業者は下請事業者が納

期に間に合わないことを理由に受領拒否や下請代金の減額を行うことはできません。

Q68： 情報成果物を納入後、新たな目的のために、その成果物のやり直しを求められる場合は、下請法違反とならないのか。

A： 発注書面に記載されていない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当なやり直しに該当します。

また、情報成果物を納入することにより原契約の履行が完了したことが明らかであるような場合に、やり直しと称して無償で新たに制作、修正等を求めることは、不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあります。

Q69： 情報成果物の質的判断は当事者以外に無理だと思うが、どの程度を「不当なやり直し」とするのか。

A： 映像コンテンツ等の情報成果物作成委託において、事前に給付を充足する条件を明確に発注書面に記載することが不可能な場合に、発注書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付が注文と異なる又は注文した水準に到っていないとし、やり直しや追加作業をさせることは、親事業者がやり直しなどをさせるに至った経緯などを踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分に協議した上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば問題はありません。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当な不利益を与えている場合は下請法違反となります。

Q70： 発注後にユーザのスケジュールが遅れて、当初発注されていた仕事を他にも分散して委託した場合は、不当な給付内容の変更に該当するのか。

A： 発注後に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、かかった費用を負担することなく発注内容や量を変更した場合は、下請法違反となります。また、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに費用を負担しないまま発注を取り消すこと（契約の解除）も同様に下請法違反となります。

Q71： 発注後に、仕様の変更があり、作業内容が予定を大幅に上回るような場合はどうしたらよいのか。また、そのような場合に親事業者が価格を変えないのは、下請法違反ではないのか。

Ａ： 当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更に該当し、下請法違反となります。

Q72： 情報成果物の作成を委託するに当たり、給付を充足する条件を明確に書面に記載することが不可能なため、下請事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している。この場合においても、３条書面に記載していない事項について、費用を負担しなければやり直しさせることが認められないのか。

Ａ： 当初から下請事業者と十分な協議の上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の想定の範囲内でやり直しをさせることは問題ないが、それを理由に３条書面に記載されていない事項について無制限にやり直しができるものではないので、下請代金の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担する必要があります。

Q73： ユーザを交えた打合せで決定した仕様内容について、下請事業者から委託内容を明確にするよう依頼があったにもかかわらず、親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付が注文と異なることを理由として、無償でやり直しを求めてもよいか。

Ａ： この場合、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付が注文と異なることを理由としてやり直し等を求めることは認められません。

Q74： 下請事業者との契約に当たり 3 年の瑕疵担保期間を契約しているが、ユーザに対する瑕疵担保期間は 1 年である。この場合、本法上問題となるか。

Ａ： ユーザに対する瑕疵担保期間が 1 年を超えない場合は、下請事業者の給付に瑕疵がある場合に親事業者が費用を負担せずにやり直しを求めることができるのは受領後 1 年までである。下請事業者との間でそれ以上に長い瑕疵担保契約を締結することは直ちに問題となるものではありませんが、契約の定めにかかわらず 1 年を超えてやり直しをさせることは本法違反となります。

ただし、ユーザに対して 1 年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めているので

あれば、当該期間内のやり直しは問題ありません。

Q75： 親事業者が発注を取り消す際には、下請事業者が当該発注に使用するために要した費用を全額負担する必要があるとのことだが、例えば、下請事業者が当該発注に使用するために機器と人員を手配している場合に、下請事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担すれば問題ないと理解してよいか。

A： 親事業者が結果として下請事業者が負担することとなった費用をすべて負担すれば、不当な給付内容の変更には該当しません。

（９）報復処置の禁止について

Q76： 親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことによって、取引を停止されるおそれがあるが、どうしたらよいか。

A： このような場合、親事業者が下請事業者に対して、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした場合には、下請法違反となります。

５．改善勧告・罰則などについて

Q77：親事業者が下請法に違反した場合の罰則規定は、具体的にどのようなものか。

A： 以下のような行為に対しては、行為者（担当者）個人が罰せられる他、会社も罰せられることになります（50 万円以下の罰金）。

◆書面の交付義務違反
◆書類の作成及び保存義務違反
◆報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
◆立入検査の拒否、妨害、忌避

その他の違反行為に対しても、違反行為を行っている親事業者に対しては、公正取引委員会から勧告される他、中小企業庁、所管官庁（情報サービス業の場合は経済産業省）から行政指導が行われます。

また、公正取引委員会が勧告をした場合は、原則として、違反内容・社名が公表されます。

Q78： 公正取引委員会や中小企業庁が親事業者に立ち入り検査をする場合、自社が告発したことが明らかにならないようにしたいが、それは可能か。

Ａ：　公正取引委員会では、申告があった場合には、申告者の名前が分からないよう秘密保持に努めており、また、申告したことを理由とした報復措置については、下請法で禁止されています。

Q79： 親事業者が下請法に違反していると感じる場合は、どのようにすればよいのか。

Ａ：　公正取引委員会や中小企業庁、所管官庁（情報サービス業の場合は経済産業省）に対して、違反していると思われる具体的内容を摘示して申し立て（文書、電話）を行うことにより、違反の疑いがあれば、行政が親事業者に対して、調査・検査を行います。

具体的な下請法の事件処理は、次のような手順で行われています。

